

北海道議會時報

第 6 卷 第 10 號

昭 和 29 年 10 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第6卷第10号(昭和29年第2回臨時道議會)

— 第 10 号 目 次 —

議会の動き

第二回臨時道議会……………一
 常任委員会……………七
 特別委員会……………一九

総合開発調査特別委員会
 冷害凶作対策特別委員会

会合

全国都道府県議会議事務局長会議……………二三
 九都道府県議会議長会……………二三
 第八回一道北部七県議会議長会……………二三
 一道北部七県議会議事務連絡協議会……………二三
 一道東北六県町村合併促進対策協議会……………二三
 全国都道府県議会議長会……………二三

資料

九月十五日現在産米収穫予想……………三三
 昭和二十九年産米都道府県別割当量決定……………三四

雑録

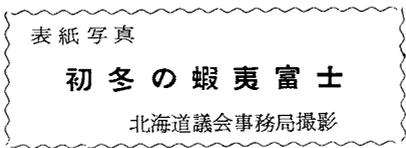
二十九年産米産高……………三三
 二十九年産米産高(第二次分)……………三三
 二十九年度地方債公営企業起債許可予定額……………三四
 二十九年度地方債火災復旧事業許可予定額……………三四
 主要輸出入国の米生産高……………三五
 米穀需給表……………三五

地方行政疑義問答集……………三六
 報道から拾う……………三七

物品税証紙は記号か公文書か
 函館市長、市議選舉無効確認事件
 佐野市の参院選舉最高裁無効の判決
 その後の竹島問題

図書室便り……………四〇

九月のメモ……………四一



三沢議員逝去

議員三沢正男氏は、九月二十六日台風十五号による洞爺丸遭

難事故により急逝せられたが、十月一日開会の第三回臨時道議会において金沢議員（自）より追悼演説が行われた。



故三沢正男氏

追悼演説

私は、同僚議員三沢正男君の逝去に対しまして、全議員を代表し、謹んで哀悼の辞を述べたいと存するものであります。

私ども同僚として、多年道政のため尽瘁せられました三沢正男君は、去る二十六日、重要業務にて上京の途次、稀有の台風による洞爺丸の遭難事故にあい、不幸にも逝去せられたのでありまして、その訃報に接しましたわれわれの驚きと悲しみは、まことに痛恨きわまりないものがあります。

同君は、早くより本道酪農業に着目せられ、克己勉勵、その道の先覚宇都宮仙太郎氏に師事し、合理的酪農経営の方式をドイツ人ラーセン氏に学び、遠軽家庭学校の畜産部主任として、あるいは、八雲町の模範的牧場主として活躍せられ、特にホルスタイン種乳牛飼育に関する斯界の權威であり、本道酪農業振興発展のために貢献せられ、さらに、昭和二十七年デンマークにおける第六回万国畜産会議に日本代表として出席、その卓越せる酪農業に関する識見をさらに高め、本道酪農業指導に大きな功績をあげられましたことは、諸君のすでに御承知の通りであります。

その経歴の一端を申し上げますと、昭和十五年には八雲町会議員に当選、さらに、昭和二十二年には衆望をになつて道議会議員に当選、昭和二十六年にも再び当選、日本社会党に所属され、農務、農地開拓、衛生、林務等の各常任委員として、その酪農業に関する専門的知識経験はもとより、まれに見る政治的識見をもつて、本道開発のため尽瘁されたのであります。

しかして、道議会議員として同君の重厚、英邁なる知性は、同僚議員間にも高く評価され、党の議員会長として重きをなすはもちろん、昨年の救農臨時道議会におきましては、予算特別委員長として、議会の運営に輝かしい業績を残され、また、本年の冷害凶作に当りましては、特別委員として活躍されたのであります。

今や、本道総合開発もいよいよその緒につき、異数の政治的才幹を有する三沢正男君に期待するところは多いとき、突如として不慮の事故によつて長逝せられましたことは、まことに痛惜哀悼にたえないところであります。

ここにつつしんで三沢正男君の御冥福を祈り、一言もつて追悼の詞にかえる次第であります。



第二回臨時道議會

第二回臨時道議會は、本年の冷害凶作対策を主題として九月二十四日に招集され、会期一日をもつて即日閉会した。

第二回臨時道議會に知事から提出のあつた案件

提出月日	番 號	件 名	議 事 經 過
九、二四	一	昭和二十九年度北海道建設費歳入歳出追加予算	原案可決
同	報告一	専決処分報告の件	承認議決
同	二	専決処分報告の件	同
同	三	専決処分報告の件	同
同	四	専決処分報告の件	同
同	五	専決処分報告の件	報 告

議員から提出のあつた案件

提出月日	番 號	件 名	議 事 經 過
九、二四	意見案一	北海道の冷害凶作対策実施要望に関する意見書	原案可決
同	決議案一	冷害凶作対策特別委員会設置に関する決議	同
同	二	日本製鋼所室蘭製作所の労働争議早期解決に関する要望決議	同

本 会 議

○九月二十四日 午後一時四十四分、蒔田議長開会を宣し、引続き開議、会議録署名議員の指名、諸般の報告の後、知事より本道の冷害凶作の状況とこれについてとつた措置について報告、日程に入り、日程第一議案第一号及び報告第一号乃至第五号を一括議題とし、知事の説明聴取、予め時間延長の後暫時休憩、午後六時二十五分再開。

日程第一議案第一号及び報告第一号乃至第五号の議事を継続、本案については委員会の審査を省略、直ちに可決することについて諮り異議なく議案第一号は可決報告第一号乃至第四号は承認議決した。

次に、日程第二意見案第一号を議題とし、提案者を代表し、児玉議員（自）より、趣旨弁明あつて可決。

次に日程第三決議案第一号を議題とし、本案は朗読の上可決、ついで特別委員の選任について諮り、次のとおり決定した。

井野正 揮(社左) 村上貞次郎(自)
 天谷平 信(協俱) 秋山幸太郎(協俱)
 川人源 市(社右) 宮本仙松(協俱)
 笠井幸 衛(社右) 若林次郎(社右)
 田呂善 作(協俱) 沖野政雄(公)
 舛田岩 雄(協俱) 朝日昇(協俱)
 朝倉義 衛(自) 池田信孝(協俱)
 福島新太郎(自) 原田伊曾八(自)
 岡林欲 喜(社左) 大沢重太郎(自)
 和平千 治(労) 三沢正男(社左)
 伊藤 弘(自) 大竹幸次郎(協俱)
 平野榮 次(自)

次に、日程第四決議案第二号を議題とし、三堂労働委員長(自)より趣旨弁明あつて可決。

次に、日程第五請願、陳情継続審査の件を議題とし、本件は本日関係委員会に付託された冷害凶作に関するものであるため、いずれも閉会中継続審査とすることに決し、蒔田議長より閉会の挨拶があつて午後六時四十三分閉会した。

昭和二十九年冷害状況及対策知事説明要旨

茲に冷害凶作による現在までの被害の状況と、これに対してとりました措置について御報告、御説明申し上げたいと存じます。

御承知のとおり、今春以来の異常気象により、昨年を引き続き、全道的に冷害凶作に見舞われ、昭和初期の連続せる冷害凶作と相似した困難な事態に直面いたしましたのであります。

本年における気象状況は、融雪当初各地とも順調に経過したのでありますが、昨年と異り、五月以降九月上旬までは常に平均気温を下廻る極めて低温不順の裡に終

始し、特に五月上旬における霰、雹、雪等を伴う大強風と、六月上旬における強度の晩霜並びにわが国最初のイネヒメハモグリバエの異常なる大発生被害が累積し各農作物とも甚大なる障害を受けたのであります。

更に以上災害による再播補植及び六月、七月にわたる旱害、八月の水害によつて極端なる生育遅延をみるに至つたのであります。

道といたしましては、農業長期予報に基き、三月早々昨年の経験に鑑み、冷害に対処する農業奨励方針を樹立すると同時に、農村の指導機関を通じて絶えずこれに対する指導に努めて参りましたが、更にこれが指導の徹底を期するため、庁内に冷害克服対策推進本部を設け、気象台その他関係機関との連絡を密にしつつ生産指導に万全を尽して参つたのであります。

又、農家自身もこれに呼応し、冷害克服にあらゆる努力を払つたのであります。前述の如き異常低温と打ち続く災害の影響を受け、全道的に水稲、雑穀、その他飼料作物とも収穫激減の現状で、その損害額は実に三百億円を超える巨額に及ぶ見込であります。

昨年度に受けた冷害凶作の痛手が未だ癒えない今日、本道農家経済に及ぼす打撃は誠に深刻なるものがあるのであります。

目下、技術的には霜害予防の徹底に全力を挙げておりますが、之と並行して諸般の冷害対策樹立推進に万全を期する必要を認め、特に関係機関を一丸とした冷害対策本部を設置し、又、中央諸機関との連絡折衝を行うため、東京事務所に冷害対策東京本部を設置して遺憾なきを期している次第であります。

昨年の冷害凶作は、一部一道十九県にわたるいわば全国的な問題として救農臨時国会が開会せられ、国を挙げてこれが対策の樹立にあらゆる努力が払われたのであります。

しかしながら、本年は昨年とその趣きを異にし、北海道及び東北の一部のみに限定せられた、地方的災害として取り扱われる懸念が非常に多いのであります。更に国家財政の現状からしても之が対策の樹立については、昨年に比し一層の努力を要するものと考えられるのであります。

幸い各位の御尽力により、衆議院農林委員、及び農林省係官が来道視察することになりましたので、道としてはこの際、冷害凶作の状況を実地につき審に調査して

戴くと共に、本道の要望を卒直に披瀝し、冷害農民の窮状打開を強力に要請する所存であります。

そもそも、本道の如き北方寒冷地帯における恒久的冷害克服対策の強力なる実施は、現下緊要不可欠の要請であり、これこそ北海道農業確立の根幹であると確信している次第であります。

私は、農業確立の基本的原則は農業経営の合理化と農家経済の安定、特に農家生活の合理化という二点に要約できると常に考えているのでありまして、この二点の充実に本道農業の確立であり、又冷害克服対策であることを、昨年の冷害の体験を通じて一層痛感しているのであります。

従いまして、私はこのたびの冷害対策に致しませんが、北方農業の確立という理念のもとに、次の応久、恒久両面に涉る諸対策を中心として具体的に実施して参りたい所存であります。

第一に応急対策について申し上げますと、

先ず、冷害凶作に伴う特別措置法の制定の点であります。今次の冷害凶作に伴う諸般の対策を講ずるには、現行法をもつてしては処置し得ない問題がありますので、これが打開策として、昨年同様融資等の立法措置を講じてもらいたいのであります。

次に農業金融並びに営農資材の確保対策であります。農作物の著しい減収によつて被害農家は本年借入れた農業手形、その他各種経営資金の返還は勿論、明年度の再生産資金等に大きな不足を来し、更に地方によつては作物の種子及び家畜の飼料さえ確保出来得ない現状にあります。そのためこれに必要な経営資金並びに種子飼料等の生産資材の購入に要する諸経費に対しまして、速やかに財政又は金融措置を講じ、明年度の再生産に支障ないように処置して参りたいと思ひます。

次は、生活保障対策の問題であります。

農家の多くは食糧や生活資金にも事欠く現状にありますので、このような人々を安んじて生業につかせるために、緊急政府食糧の払下げ並びに払下げ価格の引下げ代金延納の措置を要請し、合せて生活資金確保のため、それぞれの地方事情に即応した救農土木事業等を起すことは勿論、副業の奨励を通じて就労の機会を与え、生活の保障措置を講じて参りたいと考えております。

以上の外地方財政対策について申し上げます。

道及び市町村の財政事情は極端に窮乏をつけておりますが、その上この度の冷害

凶作により地方自治体は各種の税源を失う結果となり、逆に冷害諸対策に要する経費を既定予算以上に支出せざるを得ない破目に陥入るのであります。

このような事態に対処して、地方交付税及び起債の増額等の措置を講ぜられるよう、中央に要請して参りたいと考えております。

なお、当面せる昭和二十九年産米の供出につきましては、本年異常な作況遅延に鑑み、早場米適用期限の延長、減収加算額等の問題について、強く中央に要請して参りたいと考えております。

最後に私は、科学技術の進歩発達と農家自身の自興意欲をもつてするならば、冷害凶作の克服は近い将来において必ず実現し得るものと確信しておりますので以上御説明申し上げました応急対策と並行して、農業経営の改善、農業技術の普及生活の改善、試験研究機関の拡充強化等の恒久対策を総合開発の一環として強力に実施して参りたいと考えております。

私は、本臨時道議会の開催を機会と致しまして、冷害の概況と、連年の凶作に喘ぐ農民各位の生活安定並びに、農業再生産資金及び資材の確保を図るための諸対策について、御説明申し上げたのであります。農家並びに農業団体の自主的な冷害克服運動と相俟つて、国の実施すべきものにつきましては、議会の御協力によつて別紙要望事項に基き強力に中央に働きかけ、又道として行ふべきものは積極的に推進する決意を固めている次第であります。

議員各位の何分の御協力をお願い致したいと存する次第であります。

知事提案説明要旨

只今議題となりました昭和二十九年北海道費歳入歳出追加予算案その他につきましてその大要を御説明申し上げます。

先づ予算案についてであります。今回

四十万円

引揚援護対策費としてを計上いたしましたのは、御承知のとおり中共地区からの引揚再開に伴つて近く帰園を予定されております本道関係引揚者の受入援護のための所要経費でありまして、これが財源といたしましては、雑収入を見合つて措置いたしました次第であります。

次に、報告案件の主なものについて申し上げます。

先づ報告第一号乃至第三号につきましては道職員、学校教職員及び警察職員等に対する寒冷手当及び石炭手当を八月三十一日に支給いたしますため、これが関係条例を専決処分により制定の上夫々支給することとした次第でありますので御諒承願いたいと存じます。

次に報告第四号「昭和二十九年五月の北海道東南海域における暴風雨災害による被害漁業従事者中の行方不明者に対する労災保険金分割払金の返納についての融資に關する予算外義務負担の件」について御説明申し上げます。

本年五月の暴風雨災害に際し本道漁業経営者に原備され、道東南海域に出漁中遭難し行方不明となつた者で「死亡と推定」される者の労災保険金の支払いに關し先般来政府関係機関と折衝を重ねてまいつたのでありますが、ここで問題となりましたことは保険金の交付後本人が生還した場合の返納についてでありましてこの点種々検討の結果政府に対する保証措置として、道は、昭和三十三年十二月末日までにこのような事実が起きた場合、三千八百万円を限度として返納のための所要資金を融資することとした次第であります。

而してこれら遺家族の当面の生活維持等を考慮し保険金の速かなる交付を図りますため専決処分により本措置を講じた次第でありますので御諒承願いたいと存ずる次第であります。

以上、提出案件についてその概要を申し述べた次第でありますが何卒よろしく御審議の程を御願ひ申し上げます。

決議案第一號 (昭和29・9・24 原案可決)

冷害凶作対策特別委員会設置に關する決議

右別紙案文の通り提出する。

昭和二十九年九月二十四日

議員	天谷平信
〃	西田正一
〃	三浦福督
〃	時田政次郎
〃	笠井幸衛
〃	児玉由一
〃	秋山孝太郎

議長 蒔田余吉殿

冷害凶作対策特別委員会設置に關する決議

一 本議会在に二十三人の委員をもつて構成する冷害凶作対策特別委員会を設置する。

二 本委員会は、

(一) 昭和二十九年における冷害凶作に対する対策を樹立し、その推進を図る。

(二) 各常任委員会所管の前号関係事務について連絡調整を行う。

三 本委員会は議會において調査終了を議決するまで継続存置する。

四 本委員会に要する経費は昭和二十九年度中百五十万円以内とする。

決議案第二號 (昭和29・9・24 原案可決)

労働委員長 三室光雄君提出

日本製鋼所室蘭製作所の労働争議早期解決に關する要望決議

今次日本製鋼所室蘭製作所の企業合理化による人員整理に端を發した労働争議は六月十七日以降百日に垂らんとするのであるが、同工場の閉鎖状態にあることは、室蘭市の死命を制するばかりでなく総合開発の途上にある本道産業の進展のため、將又道民福祉の上に洵に遺憾の極みである。

よつてこれが早期に円満解決するよう本議会の決議をもつて要望する。

北海道議會議長 蒔田余吉

- 日本製鋼所株式会社社長殿
 - 日本製鋼所室蘭製作所社長殿
 - 日本製鋼所室蘭製作所労働組合殿
- 各通

〃	新川輝陸
〃	平野栄次
〃	高田治郎
〃	土山宇三郎
〃	道下美作
〃	西村武夫
〃	田中巖
〃	原田伊曾八

北海道の冷害凶作対策実施要望に関する意見書

右別紙案文の通り提出する。

昭和二十九年九月二十四日

議員	天谷平信
〃	西田正一
〃	三浦福督
〃	時田政次郎
〃	笠井幸衛
〃	児玉由一
〃	秋山孝太郎
〃	新川輝隆
〃	平野榮次
〃	高田治郎
〃	土山宇三郎
〃	道山下美作
〃	西村武夫
〃	田中巖
〃	原田伊曾八

北海道の冷害凶作対策実施要望に関する意見書

本年北海道は、昨年の冷害凶作に引き続き、再び前年にもましてさらに深刻なる冷害凶作に見舞われ、農家はもちろん、道民全般に甚大な打撃を与えている実情にかんがみ、この実態を十分認識され、次の諸対策を急速に実施せられるよう強く要望する。

記

第一応急対策

- 一 産米の供出割当の適正及び米価に対する適正なる減収加算額の実施並びに産米検査規格の緩和

- 二 種子、肥料、飼料、その他再生産資材確保費及び病害虫駆除費に対する助成の実施

- 三 罹災農家に対する政府米の払下、代金延納及び学校給食物資薪炭材の特別払下、その他生活援護措置の実施

- 四 救済公共土木及び農業土木事業の実施

- 五 農業金融に関する特別措置の実施

- (一) 農業経営資金の融通及び利子補給並びに損失補償

- (二) 既往の農業災害資金及び農林漁業資金の償還延期

- (三) 農業手形制度の継続及び融資限度の引上

- (四) 自作農創設維持資金の償還延期及び利子免除並びに資金枠の拡大

- (五) 開拓者営農資金に対する特別措置

- (六) 農業共済金の早期支払の実施

- (七) 土地改良資金枠の拡大

- (八) 土地改良区組合費徴収猶予に伴う歳入欠陥補てん金の確保

- (九) 伐採調整資金枠の増加

- (十) 農業金融に関する特別措置法の立法化

- 六 罹災者用物資貨物運賃の割引及び租税の減免

- 七 道及び市町村財政の窮乏に対する特別措置の実施

- 八 応急対策上緊急必要とする経費に対する国庫予備金の支出及び二十九年年度国費節減予算の解除

第二恒久対策

- 一 農業経営改善施設の強化

- (一) 水稻温床苗代設置補助金の交付

- (二) 水温上昇施設の増設

- (三) 土地改良事業の促進

- (四) 耕土地改良事業の強化

- (五) 優良種苗普及奨励事業の充実

- (六) 有畜農業の推進

- (七) 耕地防風林の造成促進

- (八) 甜菜糖業の振興その寒地作物奨励事業の強化

- 二 開拓者管農安定対策の確立
- 三 改良普及員及び開拓地管農指導員の増加充実
- 四 試験研究機関並びに産業気象観測機関の拡充強化
- 五 積寒法による総合助成町村の増加

(理由)

本年北海道の気象は、今春来きわめて不順の経過をたどり、特に五月上旬には異常気象により、かつて見ないほどの大暴風雪を受け、六月上旬には晩霜に見舞われ、六月中旬より七月及び八月にかけてはオホーツク海より張出した高気圧の停滞により、好天にもかかわらず気温の低下はなほだしく、早ばつを招来し、あるいは降雪を見る地帯さえあり、加えて八月中旬には不連続線の流出により洪水を見る等、各種の災害が発生し、この結果農作物ははなほだしい成育遅延を来すとともに、成熟の重大時期において障害を受けたため、九月における天候の回復もさほどの効果をあげる見込みがない状況である。

特に水稲においては育苗途上において暴風雪を受け、その前途を危ぶまれていたのに加え、六月中旬にはイネヒメハモグリバエの大発生、さらに成育途上の最も重要な時期に低温なる気象が持続したため、道東、道北地帯においては収穫皆無、中部以南の穀倉地帯も大減収を来し、又畑作においても、麦類は早ばつ並びにサビ病、ウドンコ病のため不良、大小豆、菜豆等の豆類は成育遅延のため、ほとんど成熟の見込がなく、最も冷害に強い馬鈴薯においてさえ、例年に比し大減収が見込まれ、霜害予防に最後の努力を払つても、水田畑作地帯を通じ昨年の冷害凶作をはるかにしのぐ大冷害凶作となることが今や決定的となるに至つた。

従つて、寒冷単作地帯の本道農業の損害は三百億円を超える莫大な額に達し、平年作でさえ窮迫の度を加えつつある農家経済に打撃を与えるは勿論、特に戦後開拓者についてはその生活が危殆にひんする惨状を示めている。

しかも道民所得の大減少は単に農家ばかりでなく、道民全般に深刻な影響を及ぼし、農業団体はもとより、極度に窮迫せる市町村財政をもさらに破綻の淵へ追いやり、重大な社会不安の醸成が危懼される事情にある。

よつて、国及び関係当局は、本道におけるこの実態を十分に認識せられ、頭書要望の諸対策を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

衆議院議長	衆議院議長	内閣総理大臣	農林大臣	大蔵大臣	建設大臣	厚生大臣	運輸大臣	労働大臣	通商産業大臣	文部大臣	衆議院農林委員長	衆議院農林委員	内閣官房長官	自治庁長官	北海道開発庁長官	食糧庁長官	林野庁長官	北海道開発局長	農林省北海道食糧事務所長	札幌国税局長	国有鉄道北海道総支配人	農林漁業金融公庫総裁	農林中央金庫理事長	札幌旭川北見函館帯広各管林局長
-------	-------	--------	------	------	------	------	------	------	--------	------	----------	---------	--------	-------	----------	-------	-------	---------	--------------	--------	-------------	------------	-----------	-----------------

北海道議会議長 蒔田余吉

各 通

(行政庁以外は陳情書として提出する)

常任委員会

議会運営委員会

○九月二十四日 午前十一時五十六分、議長室において開議。

① 知事より冷害凶作報告及び提出議案の説明を聴取することに決定。

② 提出議案の内容について議事課長より説明、暫時休憩、(休憩中函館市助役より、北洋博開催に当り道議会の協力に対し謝意を表し無事終了した旨を報告)午後零時二分再開。

③ 質疑の取扱い並びに議案付託の省略については各党で協議すること。

④ 冷害凶作対策実施要望に関する意見書を提出することに決し、意見書の取扱いについては議運より出すこと、案文の起草は委員長一任に決定。

⑤ 冷害対策に関する特別委員会の設置については各党で協議すること。

⑥ 三室労働委員長(自)より、室蘭の日鋼争議の早期解決に関する決議案提出について説明、本件については決議することに決定。

⑦ 会期は本日一日とすること。冷害関係の請願、陳情は関係委員会に付託、閉会中継続審査とすることに決定。

⑧ 道の冷害対策本部の顧問推薦については、特別に推薦を行わず従来どおり関係者を知事において依頼することに決定。

⑨ 冷害凶作対策特別委員会設置に要する経費、総合開発調査特別委員会の三小委員会の経費及び団体開催等による旅費、需用費等既定経費不足に対する追加要求の必要について議事課長、庶務課長より説明、総合開発調査特別委員会の経費について協議、本件について

は各党で協議を行い必要があれば委員長の出席を求めらることに決定。

⑩ 本会議は午後一時三十分より開会、知事より提案理由の説明を聴取することとし、午後零時四十六分一旦休憩、午後三時四十五分再開。

⑪ 質疑は各党無く、議案は即決とすること。

⑫ 冷害凶作対策特別委員会の設置について協議、午後三時五十分休憩、午後四時五十分再開。

⑬ 冷害凶作対策特別委員会の構成員は二十三名とすること。各党割振りは協俱八、自由七、社会左三、社会右三、公正一、労農一とし、経費は百五十万円とすることに決定。

⑭ 意見案第一号、決議案第二号は案文のとおり提案すること、意見案第一号は議運委員長より、決議案第二号は労働委員長よりそれぞれ趣旨弁明を行うことに決定。

⑮ 総合開発調査特別委員会の経費について協議、既決予算の範囲内で善処することとし、

⑯ 今後の議事は、日程第一議案審査については委員会付託を省略して即決、日程第二意見案第一号については趣旨弁明を行い即決、日程第三決議案第一号は書記朗読、趣旨弁明省略し即決、日程第四決議案第二号は趣旨弁明を行い即決、日程第五請願、陳情閉会中継続審査の件は即決とすることに決定。

⑰ 冷害凶作対策特別委員の人選が決まり次第本会議を再開することとし、午後五時十七分散会。

総務委員会

○九月二十日 午前十一時十分、第一委員室において開議。

① 立原委員長(自)より、道警発足後の経過について説明を求め、警察本部長より説明、川人委員(社右)より、警察予算の問題並びに売春取締りと厚生施設について、二瓶委員(協俱)より、国の警察予算の要求並びに道警発足に伴う財産移譲について、委員長より、道警発足に伴う増改新築の問題について、山内委員(労)より、(1)自治庁の地方財政計画算定基礎における道と全国との比率について、(2)国警、自警の給与差の問題について、(3)警備第一、第二課の仕事の内容について、(4)売春取締りの方針について、田中副委員長(自)より、警察予算の見直し並びに売春取締りの問題について質疑があり、公安委員長、警察本部長より答弁。

② 次に道警実態調査について諮り、第一班札幌市、室蘭市、渡島、檜山支庁管内を九月二十七日より五日間、派遣委員は鈴木(社左)井川(協俱)山内(労)窪田(公)金沢(自)西田(信)(自)宮北(協俱)各委員及び田中副委員長(自)第二班旭川市、北見市、網走、釧路支庁管内を九月二十七日より六日間、二瓶(協俱)川人(社右)多田(社右)太田(社左)吉田(定)(協俱)大久保(協俱)各委員及び立原委員長(自)と決定、暫時休憩、午後一時十五分再開。

③ 次に犯罪発生の状況について捜査課長より説明を聴取、山内委員(労)より、駐留軍関係の犯罪について、金沢委員(自)より、(1)道警の交際費の問題について、(2)売春、麻薬の取締りにおける厚生省との連繋の必要について、井川委員(協俱)より、検査されたものうち起訴されたものの比率について質疑があり、警察本部長、捜査課長より答弁。

④ 次に町村合併計画について総務部長、地方課次長より説明を聴取、田中副委員長(自)山内(労)二瓶(協俱)委員より、合併の感情問題と啓蒙の必要について質疑及び意見があり、地方課長より答弁。

⑤ 次に道議会議員選挙区の問題について地方課長より説明を聴取、委員長より、明年の選挙について質疑があり、総務部長、地方課次長より答弁。

⑥ 次に次期議会提案予定の町制施行の問題について地方課長より説明を聴取、平取、白老両村に対する現地調査を実施することに決定。

⑦ 次に北海道遊興飲食税協力会専務理事より、遊興飲食税減免について陳情を聴取、午後三時十分散会。

○九月二十四日 午前十一時五十分、第二委員室において開議。

① 立原委員長(自)より、臨時議会に提出の議案第一号、報告第一号乃至第六号について説明を求め、総務部長より説明、川人議員(社右)より、石炭手当支給に関する条例の制定について、吉田(定)委員(協俱)より、報告第四号の五月暴風災害による被害漁業従事者に対する補償の基礎並びに報告第五号家屋撤去土地明渡調定の内容について、山内委員(労)より、(1)引揚援護対策費の内容について、(2)石炭手当の免税について(関連して太田委員(社左)よりも見直しについて質疑)、(3)寒冷地手当の考え方について質疑があり、総務部長、財政課長補佐より答弁、以上の案件は委員会付託を省略して本会議で即決することについて総務委員会としては異議がないことを議運に連絡することとし、

② 次に二十日の委員会でも道警並びに町制施行の調査について決定したが、道警本部の調査については、第一班、第二班が合同で実施することに決し、午後零時三十分散会。

衛生委員会

○九月二十一日 午前十時五十五分、第一委員室において開議。

① 金沢委員長（自）より、道内衛生施設視察の報告を求め、川人委員（社右）より、十勝支庁管内の衛生施設視察の結果について、金沢委員長（自）より、小樽市及び後志支庁管内の衛生施設視察の結果について報告。

② 次に札幌医科大学長より渡欧挨拶があり、委員長より、この機会に充分視察せられたい旨の挨拶があつて、

③ 次に昭和三十年年度衛生部関係予算等に関する上京委員については総務委員会との関係を検討の上臨時議会までに決めることとし、ついで札幌医大の募集人員増加に関する中央折衝のため十六日に大久保副委員長（協俱）を派遣したことについて了解を求め、

④ 次に吉田（定）委員（協俱）より、凶作による生活困窮者に対する無料診療について、委員長より、巡回診療車白鳩号の運行について質疑及び意見があり、医務課長より答弁、暫時休憩、午後零時十分再開。

⑤ 次に山内委員（労）より、黄変米配給阻止に関する意思表示の必要について動議があり、本問題の経緯について環境衛生課長より説明、山内（労）井川（協俱）委員及び委員長より黄変米の検査について質疑があり、環境衛生課長より答弁、また吉田（定）（協俱）山内（労）井川（協俱）立原（自）各委員より、本件の取扱い方についてそれぞれ意見があつて、結局委員会の意見を理事者に伝えること、なおこのことについては、次回委員会において検討することとし、午後一時十五分散会。

文教委員会

○九月二十一日 午前十時四十五分、第三委員室において開議。

① 林委員長（協俱）より、前回の委員会において請願審査に関連し

て問題となつた高等学校の設置及び間口増に対する基本計画並びに都市における高校設置問題、市町村立高校の道立移管問題、学級増問題に対する基本計画に関する道教委より提出の資料について説明を求め、教育長、学校管理課長より説明、中野委員（社右）より、市町村立高校の道立移管並びに学級増に対する考え方について、新川委員（労）より、三十年度の計画及び知事との話し合いについて説明を求め、学校管理課長、同課長補佐より説明、ついで新川委員（労）より、商業高校の入学率について、秋山委員（協俱）より、市制施行による人口増加と高校間口増の問題について質疑があり、学校管理課長より答弁、午後零時五十分一旦休憩、午後一時十四分再開。

② 次に昭和二十九年公立高等学校生徒募集計画について学校管理課長補佐の説明を聴取、新川委員（労）より、札幌市立東高校を道立移管の上札幌市に別途高校を新設の問題について、中野委員（社左）より、私立高校を併せ考えた生徒募集計画について、林委員長（協俱）より、公立、私立を併せた募集間口の調査及び生徒募集計画における潜在希望者について質疑があり、学校管理課長、同課長補佐より答弁、本問題に関する質疑を終了、請願、陳情の審査は次期委員会で行うこととし、

③ 次に中野委員（社左）より、砂川南高校教官の不正事件について、質疑があり、人事課長より答弁、中野委員（社左）より、地方事務局に高校行政に対する指導助言を行わせる機構の検討及び事故防止に対する抜本的対策を考慮すべき旨、秋山委員（協俱）より、事故防止方法の再検討について意見があり、委員長より、事故防止方法の再検討をされたい旨の要望があつて、教育長より応答、午後二時二十五分散会。

○九月三十日 午後一時四十分、第三委員室において開議。

① 林委員長（協俱）より、台風十五号による学校被害の状況につい

て説明を求め、教育次長より説明、井口委員（社左）より、(1)学校被害未報告分の推定額について、(2)岩内の災害に対する対策並びに授業再開の問題について、中野委員（社左）より、道立高校の台風被害に対する応急措置について質疑があり、教育次長より答弁。

② 次に教委の懸案事項、予算等に関しては次期委員会において報告を求めることとし、午後二時三十分散会。

民生委員会

○九月十三日 午後一時四十分、第三委員室において開議。

- ① 冒頭、白石簡易宿泊所設置反対期成委員会委員長より、上白石二区に建築計画中の簡易宿泊所の設置箇所変更方について陳情を聴取、ついで社会課長より本件に関する経緯について説明を聴取、中山（協俱）新川（労）委員より、善処方について意見があり、
- ② 次に本多委員長（協俱）より、引揚疎開住宅その他の問題に関する中央折衝の経過について報告を求め、新川委員（労）より報告、民生部長より、引揚者疎開住宅に関する執行部としての折衝経過並びに九月八日の厚生大臣の来道に際し懸案事項の要望を行ったことについて説明を聴取、ついで委員長より、厚生大臣来道に際し陳情並びに視察の案内を行ったことについて了承を求め、
- ③ 次に請願の審査に入り、請願第四百四十四号社会保険診療点数中一部改正に対し反対要望の件を議題とし、この取扱ひ方について新川（労）林（協俱）井口（社左）中山（協俱）各委員より、医師会等関係者の出席を求め事情を聴取すべき旨の意見があり、暫時休憩、（休憩中協議の結果、厚生連、国保連合会、保健連合会、道医師会の各団体代表並びに国保、健保の被保険者代表の出席（法及び条例によらざる先方の好意による出席）を求め意見を聴取することと

し、委員会は九月二十日午後一時に開くことに決定した。）午後三時十三分再開。

- ④ ついで本件に関する関係者の意見聴取については、休憩中協議決定のとおり取扱うこととし、請願第四百四十五号は継続審査に決定。
- ⑤ 次に中共戦犯帰国者舞鶴出迎の委員を二名派遣することとし、派遣委員については委員長一任に決定、ついで民生部長より、今回の本道関係帰国者は二十余名で、この予算は専決処分をもつて行う旨を説明了承を求め、

- ⑥ 次に桑野委員（自）より、引揚者疎開住宅の問題について休憩前の新川委員（労）の報告に補足して衆院引揚対策特別委員会における本問題の取扱ひ状況について報告、新川委員（労）より、次期衆院引揚特別委員会において本件を取り上げる場合委員を派遣して要請を行うべき旨の意見があり、委員長より、検討の上善処する旨を述べ、
- ⑦ 次に明啓院の問題について民生部長より説明を聴取、中山委員（協俱）より、運営の指導について意見があり、民生部長より応答、午後三時五十分散会。

○九月二十日 午後二時二十分、第三委員室において開議。

- 本多委員長（協俱）より、請願第四百四十四号社会保険診療点数中一部改正に対する反対の件について十三日の委員会の決定により関係者の出席を求め意見を聴取する旨を述べ、厚生連専務、道医師会副会長、健康保険組合連合会北海道副支部長、北海道国保連合会常務理事、健康保険被保険者代表、国民健康保険被保険者代表よりそれぞれ意見を聴取、午後五時五分散会。

○九月三十日 午後三時二十八分、第三委員室において開議。

- ① 秋山副委員長（協俱）より、定数に満たないので協議会の形式で議事を進める旨を述べ、台風十五号による災害の状況並びに民生部

としてとつた応急対策について説明を求め、社会課長より説明、秋山副委員長（協俱）より、被害地の範囲及び函館に対する措置について、林委員（協俱）より、災害救助法の適用と被害認定の問題並びに災害救助法発動基準の特例の内容について、新川（労）中野（社左）委員より、青函連絡船遭難者遺族対策について質疑及び意見があり、社会課長、消防災害課次長より答弁、委員定数に達したので協議会を閉じ、委員会を開議。

② 秋山副委員長（協俱）より、協議会形式をもつて協議を行つた台風十五号の被害対策の件を議題に供し、井口委員（社左）より、被害の甚大な函館、岩内に委員を派遣すべき旨、新川委員（労）より、洞爺丸事件に関する国鉄、政府当局に遭難遺族補償要求の意見を上程し強力に推進すべき旨の意見があり、暫時休憩（休憩中協議の結果、函館市、岩内町に委員を派遣することとし日程は副委員長一任に決定、また、洞爺丸遺族の生活補償並びに事故責任の明確化に関する意見案を提出することとし、案文は副委員長一任に決定）、午後四時十分再開。

③ ついで休憩中の協議事項を本委員会の決定とすることについて諮り、異議なくそのことに決し、午後四時四十五分散会。

農務委員会

○九月十一日 午前十一時十分、第二委員会において開議。

① 冒頭、農業改良普及員協議会々々長より、普及員に対し機動性をもたせること及び定員、施設の強化等について、増毛町果樹冷害対策委員会副会長より、現地調査の懇請について、北購連の資材課長より、備蓄農薬残品の買上げ方について、農協連中央会長より、冷害対策について陳情を聴取。

② 宮本委員長（協俱）より、冷害対策を議題に供し、天谷委員（協俱）より、網走支庁管内の冷害状況について述べた後これに対する道の対策並びに臨時議会の招集と中央折衝について質疑（閉連して朝倉委員（自）より網走支庁管内における大豆、小豆、種穀等の收穫皆無に対する対策について質疑）があり、副知事（野口）、農務部長より答弁、朝倉委員（自）より、冷害に対する道の対策は手ぬるいと遺憾の意を表明、ついで朝日委員（協俱）より、農家に対する融資問題及び大豆、小豆の凶作による種子確保の対策について、村上委員（自）より、冷害凶作の強力な中央折衝及び臨時道議会の早期開催並びに種子確保の対策についてそれぞれ要望があり、副知事（野口）より応答、委員長より国会の農林委派遣折衝について諮り、異議なくそのことに決し、派遣委員は三名、人選については後刻協議することとし、

③ 次に道内調査については、九月十二日より七日間、苫小牧、岩見沢、滝川、旭川、名寄、留辺蘂、網走等を天谷（協俱）荒（社左）朝倉（自）村上（自）若林（社右）西川（協俱）土橋（協俱）各委員、同期間苫小牧、浦河、帯広及び釧路国支庁管内を宮本委員長（協俱）平野副委員長（自）岡林（社左）堀田（自）朝日（協俱）三沢（社左）各委員により二班を編成して実施することに決し、堀田委員（自）より、その後の道南方面の調査についてはこの調査が終了後協議すべき旨の意見があり、九月二十日頃委員会を開いて協議することに決定。

④ 次に北海道農業共済組合連合会々々長より、農業共済基金醸出金に対する道費助成について陳情を聴取。

⑤ 次に集約酪農地区選定の問題に關しその後の経過について農務部長、畜産課次長より説明を聴取、朝倉委員（自）より、本問題に対する対策について質疑があり、農務部長より答弁。

⑥ 次にいねむかむかぐりばえの防除費補助金獲得に關するその後の

経過について農務部長より説明を聴取。

⑦ 次に土橋委員（協俱）より、澱粉の早期買上げに関する折衝の結果について質疑があり、農務部長より答弁。

⑧ 次に上京委員の選衛について諮り、宮本委員長（協俱）平野副委員長（自）天谷委員（協俱）を決定、期間は九月十二日より八日間とすることに決し、午後一時五分散会。

○九月二十一日 午前十時五十三分、第二委員室において開議。

① 胃頭、網走支庁管内水冷害対策委員会代表者（美幌町長）及び紋別郡冷害対策協議会代表者よりそれぞれ冷水害対策について、訓子府町長より、農業試験場北見支場移設について陳情を聴取。

② 宮本委員長（協俱）より、道内作況調査及び冷害に関する中央折衝の経過について報告を求め、朝倉委員（自）より、空知、上川、網走各支庁管内の作況について、平野委員（自）より、冷害に関する中央折衝の経過について報告、若林（社右）天谷（協俱）大沢（自）荒（社左）各委員より、中央から調査団の来道についてそれぞれ意見があり、自由党調査班の案内は平野副委員長（自）、衆院農林委員会の調査団の案内は宮本委員長（協俱）とし、地元委員はそれぞれ地元において協力することに決定。

③ 次に道南、道北地帯の調査について諮り、石狩、留萌、宗谷班には若林（社右）岡林（社左）土橋（協俱）天谷（協俱）各委員、後志、渡島、檜山班には朝倉（自）三沢（社左）荒（社左）朝日（協俱）各委員、期間は九月二十一日より一週間とすることに決定。

④ 次に若林委員（社右）より、冷害対策に関する委員会の態度について、朝倉委員（自）より、特別委員会を設ける場合には、農務、農地開拓委員を主体とすべき旨の意見があつた後、三沢委員（社左）より、日高、十勝、釧路、根室各支庁管内の作況について報告。

⑤ ついで農務部長より、冷害凶作に対する対策について説明、朝倉委員（自）より、種穀確保の対策及び種穀の選別について、天谷委員（協俱）より、種子確保について、西川委員（協俱）より、種穀の厳選について、三沢委員（社左）より、早生の種子確保について、若林委員（社右）より、種子に対する補助について、大沢委員（自）より、(1)凶作に対する恒久対策として土木、林道工事等の振興について、(2)冷害を受けぬビートの増産及び酪農地区の早期設定について、(3)ジャージー牛等適当な品種の導入について、(4)道営ビート工場の設置について質疑及び意見があり、農務部長より答弁、平野副委員長（自）より、国から補助のある分の農業改良普及員の増員について、天谷委員（協俱）より、ビート工場設置問題について要望があり、三沢委員（自）より、道、農業会議、道議会等の一本化により中央折衝を行うことについて委員長の見解を求め、委員長より、各団体の一本化による強力な折衝が必要である旨の意見があり、

⑥ ついで若林委員（社右）より、二十四日の臨時会で特別委員会の問題が出ると思うがこれに対する委員会の態度決定のため意見交換を行うことについて発言、委員長より、委員会の態度決定に対する考え方及び農地開拓副委員長より非公式であるが合同委員会を開くことについて話しがあつた旨を述べ、朝倉委員（自）より、特別委員長には農務委員長を充てることを原則とすることに（関連して村上委員（自）よりも当委員会が主体となるべき旨の意見があり）、荒委員（社左）より、農業に関係のある委員で構成するよう推進すべき旨、堀田委員（自）より、自由党の態度についてそれぞれ意見があつて、委員長より、請願、陳情の審査は次回委員会で行うこと、必要があれば二十四日に委員会を開くこととし、明二十一日は林務委員会終了後農地開拓委員会と話し合いを行い必要があれば合同委員会をもつこととする旨を述べ、午後一時十分散会。

林務委員 会

○九月二十二日 午前十時三十七分、第二委員室において開議。

西川委員長（協俱）より、本年の冷害対策として薪炭材の払下げ、林道、造林事業の実施等救農工事施行方を林野庁等中央官庁に要請の件を議題に供し、岡林委員（社左）より、飼料不足により国有林より払下げを受けている野草価格の問題について林野庁に申し入れを行いたい旨の意見があり、委員長より、野草価格の問題並びに道有林の払下げについて説明を求め、林務部長、道有林課長より説明、堀田委員（自）より、(1) 昨年の救農事業の払下げ予定に対する実績並びに払下げ時期の問題について、(2) 今春発生したプランコ毛虫等に対する補助金交付の問題について、(3) 森林法に違反する無断伐採に対する措置について（関連して岡林委員（社左）より、無断伐採の取締りについて意見あり）、(4) 野鼠の防除に関する薬品の値上げ問題について、大沢委員（自）より、被害の多い十勝、網走方面に対する林道及び造林事業等の救農対策について質疑があり、林務部長、森林企画課長、林業指導課長より答弁、大沢委員（自）より、救農事業については災害を受けた地方で多く実施できるように努力されたい旨、堀田委員（自）より、農地買収による山林の侵蝕に対し積極的対策を樹立されたい旨（関連して村上委員（自）より同様意見あり）、また朝倉委員（自）より、森林適地か入植適地かについて農地開拓部との所管争いの問題等についてそれぞれ要望があつた後、委員長より、凶作に対する中央要望の問題は情勢により必要に応じて更に委員会を開いて決定したい旨を述べ、午前十一時五十五分散会。

水産委員会

○九月十六日 午後一時五十分、第二委員室において開議。

- ① 坂本委員長（自）より、陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第百八十九号噴火湾凶漁対策の件は、その第五項北洋出漁権附与の措置はこれを除いて第一項より第六項までを採択に決定、暫時休憩（休憩中、北洋漁業促進北海道期成会代表より、北方漁場の開放促進並びに安全操業の確保について陳情を聴取）、午後三時十分再開。
- ② ついで陳情第百二十六号は採択に決し、午後三時二十五分散会。

農地開拓委員会

○九月一日 午前十一時五分、第二委員室において開議。

- ① 安達委員長（自）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第百三十号、第百三十三号、陳情第四百七十三号、第五百五号は採択、陳情第四百二十二号、第八十二号、第百二十八号、第百三十号は継続審査に決定。
- ② 次に井野委員（社左）より、鶴川村住民の土地改良問題に対する道の態度について、田呂副委員長（協俱）より、北海道開発会社設立問題の内容について質疑があり、農地開拓部長より答弁、
- ③ 次に道内調査について諮り、土地改良及び開拓地の状況視察を実施することとし、期間は九月五日より十一日まで七日間、派遣委員は釧路国、根室支庁管内を安達委員長（自）井野（社左）岡田（社右）村山（協俱）坂本（自）各委員、網走支庁管内を田呂副委員長（協俱）三浦（協俱）大竹（協俱）笠井（社右）沖野（公）西村（社左）旭（自）各委員と決定、午後零時十一分散会。

○九月十四日 午前十一時、第二委員室において開議。

① 田呂副委員長（協俱）より、開拓地の冷害状況について説明を求め、開拓経営課長より説明、井野委員（社左）より、(1)開拓者の生活困窮者に対しては生活保護法を適用し、補助金は生産費に充当せしむる措置をとるべき点について、(2)救農土木工事実施の際における開拓者と業者請負の問題について、(3)開拓地の立木払下げの問題について、舛田委員（協俱）より、(1)開墾助成の枠の拡大及び国の予算一割削減問題について、(2)井戸の新設に対する補助について、笠井委員（社右）より、冷害対策の現状について、岡田委員（社右）より、(1)根室、釧路方面における耕地防風林、防霧林等の植林に対する助成と開墾成功検査の問題について、(2)冷害に対する今後の融資について、(3)開拓者に対する貸付牛の枠拡大について、西村委員（社左）より、今年の気象条件に対する水稲品種の指導の問題について質疑及び意見があり、農地開拓部長、開拓経営課長、用地課長より答弁、ついで西村委員（社左）より臨時道議会の早急招集の問題並びに冷害対策折衝の問題について知事の出席要求があり、(安達委員長と交替)暫時休憩、午後二時十五分再開。

② ついで田呂副委員長（協俱）より、副知事（野口）に開拓地の冷害凶作に対する委員会の意見を述べ、臨時道議会招集の問題並びに冷害対策本部の諸対策について説明を求め、副知事より説明、田呂副委員長（協俱）西村（社左）井野（社左）坂本（自）笠井（社右）各委員より、冷害凶作に対する臨時道議会早急招集について強い要望があり、副知事（野口）より、本問題については知事と協議の上十六日に回答する旨を答弁、安達委員長（自）より、十五日は開拓十周年記念行事があるので十六日に委員会を開く旨を述べ、午後二時五十五分散会。

○九月十六日 午後一時二十分、第二委員室において開議。

① 安達委員長（自）より、冷害対策に対する臨時議会招集について

副知事（野口）の回答を求め、副知事（野口）より、九月二十四日に招集することに決定した旨を回答。

② 次に現地調査について諮り、道東地区と北見地区は先般実施しているもので、それ以外の地区について実施することとし、第一班石狩胆振、日高支庁管内を九月十八日より四日間、西村（社左）井野（社左）三浦（協俱）舛田（協俱）各委員、第二班後志、渡島、檜山支庁管内を九月十八日より四日間、大竹（協俱）旭（自）松平（自）各委員及び安達委員長（自）第三班宗谷、留萌支庁管内を九月十七日より五日間、沖野（公）村山（協俱）岡田（社右）笠井（社右）各委員及び田呂副委員長（協俱）と決定、午後一時四十分散会。

○九月二十二日 午前十一時、第三委員室において開議。

① 田呂副委員長（協俱）より、現地調査の結果について報告を求め、三浦委員（協俱）より、石狩、胆振、日高支庁管内の調査結果について、大竹委員（協俱）より、後志、渡島、檜山支庁管内の調査結果について、田呂副委員長（協俱）より、宗谷、留萌支庁管内の調査結果についてそれぞれ報告、ついで冷害対策を議題とし、舛田委員（協俱）より、冷害対策の具体案について意見を發表された旨の発言があり、井野委員（社左）より、開拓農家に対するジャージ種牛の導入問題について、笠井委員（社右）より、昨年度借入金償還と来年度融資の見透し並びに冷害資金は再生産費に充当されるよう対策を樹てべき点について（関連して舛田委員（協俱）より、中央における冷害融資の見透しについて質疑あり）、舛田委員（協俱）より、作況調査に関する人員と機構の問題について質疑及び意見があり、開拓経営課次長より答弁、暫時休憩（休憩中、泊村長より冷害による農家救済対策について陳情を聴取）、午後零時六分再開。

② ついで井野委員(社左)より、道の冷害対策本部の生活保護の面に対する考え方について、舛田委員(協俱)より、開拓農家の生活保護に関する生活実態調査について、旭委員(自)より、開拓農家の多角的経営による冷害凶作対処の問題及び適地適作の指導について質疑及び意見があり、拓務課長、開拓経営課次長より答弁、田呂副委員長(協俱)より、午後二時より冷害対策について農務委員会と連絡協議会を開くことについて了承を求め、また先程の舛田委員の発言に対し試案を申し述べる旨を述べ、昭和二十九年冷害凶作対策についての要望事項として、(1)救農土木工事の実施、(2)開墾建設事業の実施、(3)営農資金の確保、(4)営農対策、(5)生活保護対策、(6)冷害対策の指導対策等について意見を開陳、臨時道議会において特別委員会が設置された場合これらの事項について申し入れを行うことについて諮り、委員長一任に決し、暫時休憩、(休憩中、農務委員会と合同協議会を開催)、午後三時五分再開。

③ 次に自由党政調会の調査団及び衆院農林委員調査団の来道に対する随行について協議の結果、自由党政調会の調査団には自由党の議員が随行することになっているので委員会としては随行を附さないこと、衆院農林委員調査団の随行については二十四日の臨時道議会開催まで決定を見送ることとし、午後三時十分散会。

商工委員会

○九月二十五日 午前十時三十五分、第三委員室において開議。

① 冒頭、函館市助役より、七重浜飛行場の整備拡張について陳情を聴取。

② 宮坂委員長(協俱)より、一般商工事情の道内調査の結果について報告を求め、福島副委員長(自)より報告、ついで委員長より、

雄武、枝幸発電事業に対する融資問題並びに第十次造船計画に基く新造船の建造割当等に関する中央折衝の経過について報告、福島副委員長(自)より、函館ドックの株式価格維持の問題について質疑があり、委員長より応答。

③ 次に商工部関係予算の削減について説明を求め、商務観光課長、工飯課次長、商工振興課次長よりそれぞれ各課予算について説明、宮津(自)武田(協俱)舟木(社左)菊地(協俱)各委員より、予算削減反対についてそれぞれ意見があり、暫時休憩、午後零時三十分再開。

④ ついで予算削減問題については理事者側に善処方を要望することを委員長一任に決し、午後零時四十八分散会。

建築委員会

○九月二十五日 午後零時八分、第三委員室において開議。

① 坂東(秀)委員長(公)より、道内調査の結果について報告を求め、福島委員(自)より報告、ついで伊藤副委員長(自)より、三十年代建築関係国費予算に関する中央折衝の経過について報告、建築部長より、中央の状況について説明があつた後、

② 次に昭和三十年度北海道住宅関係概算要求について建築部長より説明を聴取、午後零時四十六分散会。

土木委員会

○九月十日 午前十一時三十分、第一委員室において開議。

① 徳中委員長(自)より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第

百十一号は採択、請願第二百七号町村道を地方費道に昇格の件については三項目のうち追分街道について一部採択、同第三百二十九号は不採択に決し、暫時休憩、午後一時十五分再開。

② 休憩前に引続き審査を続行、請願第十四号、第十五号、第十八号第六十七号、第七十七号、第四百十号、陳情第五十一号、第二百四号は採択、請願第二十二号、第三十八号、第四十二号、第六十一号乃至第六十三号、第七十一号、第四百四十一号、第四百七十二号、陳情第六十一号は不採択、請願第二百三十九号は継続審査に決し、午後二時十分散会。

○九月十一日 午前十一時二十分、第一委員室において開議。

① 徳中委員長（自）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第六号、第百十五号、第二百七十六号、陳情第二百三十六号は採択、同第二百八号は不採択に決定。

② 次に喜茂別村長より、同村地区にタナトサーの配置方について陳情を聴取。

③ 次に池田委員（協俱）より、予算節減による土木部の事業執行における支障について、佐藤委員（協俱）より、救農土木事業の実施について質疑があり、土木部長より答弁、ついで中牧副委員長（自）より、八月三十日の道路利用者会議の概要について報告、午後零時十五分散会。

労働委員会

○九月二十一日 午前十時三十六分、議長室において開議。

① 三室委員長（自）より、駐留軍労働者の失業対策等に関する中央折衝の経過について報告書により報告を行い、道下委員（協俱）よ

り、第一次の整理者のうち職業補導所に入所を希望する者の数について質疑があり、職業補導課長より答弁、異議なく報告書を了承することに決し、

② 次に請願、陳情の審査に入り、請願第三百七十七号、第四百二十二号、陳情第二百四十三号は採択、請願第三十二号、第三十三号は継続審査、請願第二百五十三号、第三百二十号、陳情第二百三十七号第二百四十二号、第二百四十三号（二十七分分）、第四百九十号は議会の会議に付するを要せざるものと決定。

③ 次に室蘭市助役より、日鋼室蘭製作所労働争議に関する陳情を聴取することに決し、暫時休憩（休憩中、室蘭市助役より、日鋼室蘭製作所の労働争議早期解決について陳情を聴取）、午前十一時四十七分再開。

④ ついで池戸委員（労）より、陳情第二百四十三号越年又は夏季における失対事業就労者に対する賃金増給措置に替る制度確立の件が採択になつたので次期議会に意見案を提出することを本日決定すべき旨の意見があり、西田（正）副委員長（協俱）より、意見案については本会議中に決定すべき旨の意見があつて、委員長より、本問題については次の機会に決定したい旨を述べ、暫時休憩、午後零時三十分再開。

⑤ 次に四十栄委員（協俱）より、日鋼室蘭製作所労働争議の早期解決のため委員五名をもつて小委員会を設置すべき旨の意見があり（関連して中牧委員（自）よりも同様意見あり）、小委員会設置について諮り、異議なくそのことに決し、構成人数及び委員の人数については委員長一任に決定。

⑥ 次に一般労働事情視察について諮り、異議なく実施することに決し、視察地及び日時については二十四日の委員会において決定することとし、

⑦ 次に高田委員（社左）より、豊里炭鉱に対する会社整備法の発動

に伴う医療関係等の実情について質疑があり、労政課次長より答弁高田委員（社左）より、更に銀行の融資停止によつて貸金支払不能の状態にあるが、これに対する知事及び労働部の態度に対して遺憾の意を表明、西田（正）副委員長（協俱）より、本件については地元議員である自分にも連絡がなく承知していない旨の発言があり、委員長より、本問題については突然の問題で実態が不明であるから労政課において調査し報告されたい旨を述べ、暫時休憩、午後一時十五分再開。

⑧ 次に委員長より、日鋼室蘭製作所労働争議対策小委員会の委員は各党一名宛、小委員は時田（社右）高田（社左）土山（公）池戸（労）各委員、西田（正）副委員長（協俱）及び三室委員長（自）とし、運営については慎重を期することとし、理事者側と協議の上早期解決に働きかけて行くこととする旨を述べ、午後一時十七分散会。

○九月二十四日 午前十時三十八分、第一委員会において開議。

① 三室委員長（自）より、二十二日開催の小委員会における室蘭の日鋼労働争議の問題に関する審査経過について報告、佐藤委員（協俱）より、争議の具体的な解決方法について、池戸委員（労）より、半製品と完全製品の問題について質疑及び意見があり、労働部長、労政課長より答弁、小委員会における審査経過の報告を了承することにし、

② ついで二十三日より現在までの現地の状況について労政課長より説明を聴取、徳中委員（自）より、第二組合の構成について、高田委員（社左）より、第一組合の執行部から第二組合に入った数、第二組合員中の事務職員の数、執達吏の入門許可の問題及び知事の地労委斡旋依頼の問題について質疑があり、労働部長、労政課長より答弁、四十栄委員（協俱）より、委員会としては今少し事態の推移

を見ろべき旨、池戸委員（労）より、道議会としても何等かの意思表示を行うべき旨、高田委員（社左）より、早期解決のため現地視察並びに早期解決の申し入れの必要について、四十栄委員（協俱）より、現地視察はどうか、然し道議会としての意思表示は必要等の意見あり、結局道議会としての意思表示の案文については委員長一任に決し、委員長より案文について諮り、異議なくこれを決定、本日の本会議に上程することとし、

③ 次に現地視察の必要性について諮り、本問題は小委員会に付託することとし、小委員会において現地視察の必要を認めた場合は小委員会の委員を派遣することに決し、午後零時三十五分散会。

労働小委員会

○九月二十二日 午後一時五分、議長室において小委員会を開議。

① 西田（正）仮主査（協俱）より、主査の選任について諮り、時田委員（社右）より、主査に三室委員（自）を選任せられたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② ついで三室主査（自）より、小委員会の運営方法について諮り、まず今次日鋼室蘭製作所の労働争議発端の経緯並びに現状について水牧副知事より、また警察官出勤に至る経緯について道公安委員長及び道警担当者よりそれぞれ説明を聴取することとし、暫時休憩、午後二時五分再開。

③ ついで日鋼室蘭製作所の労働争議に関し、現村関係者と面接の結果について副知事（水牧）より説明を聴取、西田（正）委員（協俱）より、知事の地労委斡旋依頼の問題について質疑があり、副知事（水牧）より答弁、暫時休憩、午後二時四十六分再開。

④ 次に会社側の半製品積出しと警察官の出勤について警備第一課長

より説明、高田（社左）時田（社右）池戸（労）各委員より、争議協約違反の問題と警察官の出動について質疑があり、同課長より答弁、時田委員（社右）より、公安委員長の出席要求があつて、異議なくそのことに決し、暫時休憩、午後三時五十分再開。

⑤ ついで時田委員（社右）より、警察官派遣の経緯及び共産党員の動きについて、高田委員（社左）より、公安委員会の態度について質疑があり、公安委員長より答弁、池戸委員（労）より、人員整理という争議の特殊性に鑑み慎重行動せられたい旨の要望があり、公安委員長より応答があつて、暫時休憩、午後四時四十分再開。

⑥ 次に二十四日に委員会を開き、本日の審査結果を報告し、小委員会の意向として現地視察の必要がある旨を報告することとし、午後四時四十二分散会。

○九月二十四日 午後六時四十二分、議長副室において小委員会を開議。

三室主査（自）より、本日の本会議において議決した日鋼争議の早期解決に関する要望決議書の手交並びに第二組合に対する態度について諮り、池戸（労）高田（社左）委員より、決議書を労働大臣に送付することについて意見があり、本問題に関する結論は二十七日に小委員会を開き、理事者より状況報告を聴取した後検討の上決定することとし、午後七時散会。

○九月二十七日 午前十一時七分、議長副室において小委員会を開議。

西田（正）副主査（協俱）より、日鋼労働争議のその後の状況について説明を求め、労政課長より答弁、池戸委員（労）より、地労委斡旋の問題について、高田委員（社左）より、負傷者を出した当時の状況並びにその時の警察側の態度について、西田（正）副主査（協俱）より、警察側の不当介入問題について質疑があり、労政課

長より答弁、高田委員（社左）より、本日はこの程度とし、明日小委員会を開いて視察等の態度を決定することにし、発言、異議なくそのことに決定、それまでに理事者はできるだけ状況把握報告することとし、午後零時二十七分散会。

○九月二十八日 午前十一時三十五分、議長副室において小委員会を開議。

① 三室主査（自）より、日鋼労働争議の状況について説明を求め、労働部長より説明、西田（正）副主査（協俱）池戸委員（労）より、警察の不当介入の問題について質疑があり、労働部長より答弁、高田委員（社左）より、現地派遣警察隊幹部の出席を求め事情聴取について意見があり、池戸（労）土山（公）委員及び三室主査（自）西田（正）副主査（協俱）より、本問題の取扱い方についてそれぞれ意見があつた後、本日午後、二十四日の日本製鋼所室蘭製作所労働争議早期解決に関する要望をもつて現地へ赴き手交することと決定。

② ついで西田（正）副主査（協俱）高田（社左）池戸（労）委員より、委員の現地における発言についてそれぞれ意見があつた後、訪問先については両組合、警察、会社、地労委、市長、議長、日鋼対策特別委員とすることに決定。

③ 次に日鋼社長に対する決議書の手交については、池戸委員（労）より、直接手交すべき旨の意見があり、本問題については次期委員会に決定することとし、

④ 次に岩内町大火による失業対策の状況について労働部長より説明を聴取、午後零時二十二分散会。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○九月二十四日 午前十一時五十分、第三委員室において開議。

① 坂東(秀)委員長(公)より、農林水産小委員会の上京折衝経過について報告を求め、児玉委員(自)より報告、委員長より、農地開発協会小委員会(農地開発事業公社設立小委員会)の開催時期について、朝日委員(協俱)より、農地開発協会小委員会がとりあげている開発公社の性格について、西村委員(社左)より、既存入植者と新規入植者の両者を合せた計画の樹立について、浜森委員(社右)より、モデル農場の結果と大蔵省の態度について、二瓶委員(協俱)より、機械開墾の効率的な場所の選定について質疑及び意見があり、企画室長、農地開拓部長、開拓経営課長より答弁、根拠原野開発に関する問題は農林水産小委員会において検討することに決定。

② 次に四十栄副委員長(協俱)より、運輸交通文化厚生小委員会の上京折衝経過について報告、今後中央の情況如何によつては第一、第三小委員会において上京委員を派遣することに決し、午後一時散会。

○九月十八日 午前十一時十五分、第三委員室において農林水産小委員

会を開議。

① 児玉主査(自)より、根拠原野開発について説明を求め、農地開拓部長より説明、ついで北海道農地開発の動きについて企画室長より説明、宮北委員(協俱)より、(1)特殊気象地帯の振興度について、(2)一戸当り経費と経済効果について、(3)開拓者の選定問題につ

いて、二瓶委員(協俱)より、(1)住宅その他の設備について、(2)牛乳の価格その他の収入について、児玉主査(自)より、(1)入植予定地に諸施設を行った後に入植させることについて、(2)道内の二、三男対策と道外からの入植の問題について、(3)既存開拓者の育成対策について、浜森委員(社右)より、小規模の新規入植を実施して外資を入れ同時に既存農家の振興対策計画を樹立することについて質疑及び意見があり、農地開拓部長、開拓経営課長より答弁、主査より、既存入植者と未開発地域を結びつけた計画の樹立及び農林省、農地開発協会の開発事業公社設立小委員会等に対する折衝について、西村委員(社左)より、既存入植者を重点的に対象とすべき旨及び世界銀行よりの借款問題について、二瓶委員(協俱)より、根拠原野開発の推進並びに新旧入植者に対する取扱い方の検討についてそれぞれ意見があつて、午後一時一旦休憩、午後一時三十五分再開。

② ついで西村委員(社左)より、(1)緒方構想の外資受入体制に関する検討について、(2)緒方構想の開発公社設置案について、二瓶委員(協俱)より、(1)開発庁の開発公社設置とテストファームの問題について、(2)農林省の満鉄式の開発公社案に対する知事の態度について、宮北委員(協俱)より、(1)泥炭地、特殊気象地帯の開発問題に対する道の基本的構想について、(2)資源調査会のメンバーによる根拠地域調査の問題について、児玉主査(自)より、特殊気象地帯開発問題に対する道の計画及び農業開発事業公社設立準備委員会に副知事(西川)が出席する場合の道側の構想について質疑及び意見があり、企画室長より答弁、西村委員(社左)より、開拓テストの段階ではなく未開発地域開発の目標を早急に樹立すべき旨、宮北委員(協俱)より、公社案に対して道自体の構想をもつべき旨、二瓶委員(協俱)より、農業開発事業公社設立準備委員会に副知事(西川)は白紙で望むという企画室長の答弁についてそれぞれ意見があり、

児玉主査(自)より、企画室長の答弁に対して遺憾の意を表明、農業開発事業公社設立準備委員会に出席する場合、道の方針を樹てて出席すべきである旨及び未開墾地域開墾に既存開拓者を中心とした當農の確立を結びつけた計画を樹てるべき旨の要望を述べ、また特殊気象地帯農業振興確立の対策を講じ最後に農業全般にこの対策を及ぼしてゆきたい点並びに特殊気象地帯の調査費等について述べ、午後三時五分散会。

冷害凶作対策特別委員会

○九月二十四日 午後七時十分、第一委員室において開議

① 村上臨時委員長(自)より、委員長互選の方法について諮り、各派より一名宛選衝委員を挙げて協議することに決し、暫時休憩、午後七時二十八分再開。

② 岡林委員(社左)より、委員長に宮本委員(協俱)を指名推薦の動議を提出、異議なくそのことに決定。

③ 次に宮本委員長(協俱)より、副委員長互選について諮り、秋山委員(協俱)より、副委員長に平野委員(自)を指名推薦の動議を提出、異議なくそのことに決定。

④ 次に明二十五日午前十時より委員会を開くことに決し、午後七時三十二分散会。

○九月二十五日 午前十時四十五分、第一委員室において開議。

① 宮本委員長(協俱)より、冷害対策の件を議題に供し、朝日委員(協俱)より、道財政の緊縮措置に伴う各部の具体的な考え方を聴取の必要について、また、田呂委員(協俱)より、本委員会と道の冷害対策本部との連繋について聴取のため冷害対策本部の最高責任

者の出席を求むべき旨の意見があり、これを諮つて異議なくそのことに決定。

② ついで冷害対策の状況について説明を求め、農務部長、農地開拓部長より説明、舛田委員(協俱)より、農林統計の平年作との比較について、朝倉委員(自)より、作況の細密な調査並びに種穀確保対策について、若林委員(社右)より、農林省の作物報告事務所の作況調査について、天谷委員(協俱)より、凶作に対する具体的な問題の進め方と対策の実現について、大沢委員(自)より、(1)中央折衝の資料における作況水増しの問題及び冷害対策の事業費削減の問題について、(2)八月十五日以降の作況調査の発表について、井野委員(社左)より、(1)実態に合致した正確な作況数字の打出し方について、(2)開拓農民の困窮者に対する生活保護法の適用について、福島委員(自)より、稲の結実の見透しについて、秋山委員(協俱)より、開拓農家及び既存農家の生活困窮者に対する生活保護法の適用について質疑及び意見があり、副知事(野口)、農務部長より答弁。

③ ついで秋山(協俱)池田(協俱)原田(自)笠井(社右)天谷(協俱)各委員より、対策の打出し方並びに冷害対策本部との連繋についてそれぞれ意見があり、副知事(野口)より応答、暫時休憩、午後零時三十分再開。

④ ついで対策については完全な資料がでざるのを待つて協議することとし、道内調査はとり止めることに決定。

⑤ 次に衆院農林委員の随行については農務委員会の決定どおりとし、現地においては地元議員が参加することに決定。

⑥ 次に中央折衝の派遣委員について諮り、第一班には平野副委員長(自)大沢(自)若林(社右)秋山(協俱)池田(協俱)和平(労)各委員を決定、派遣期日については派遣委員間で決めることとし、午後零時四十分散会。

○九月二十八日 午後一時三十分、第一委員室において開議。

① 宮本委員長（協俱）より、台風十五号による災害の取扱い方について諮り、田呂（協俱）福島（自）笠井（社右）秋山（協俱）若林（社右）朝日（協俱）和平（勞）池田（協俱）各委員よりそれぞれ意見があつて結局農業災害のみについて台風被害を加味して中央折衝を行うことに決定。

② ついで原田（自）福島（自）和平（勞）田呂（協俱）各委員より、臨時議会議会要求についてそれぞれ意見があり、

③ 次に農政課長より、農務部関係冷害対策について、開拓経営課長より、農地開拓部関係冷害対策について、土地改良課長より、土地改良関係対策について、林政課次長より、林務部関係の冷害対策について、また土木部、水産部係員よりそれぞれ説明を聴取、秋山委員（協俱）より、(1)現状に対する具体的な救済対策について、(2)目下調査中の衆院農林委員に対する説明資料について、若林委員（社右）より、資料に道の財政措置を打出す点について、田呂委員（協俱）より、種籾の価格の問題について質疑があり、農務部長より答弁。

④ 次に中央折衝について諮り、一班五名乃至六名で四班とし定例会前に一班が上京することとし、派遣委員は前回決定の通り池田（協俱）秋山（協俱）大沢（自）若林（社右）和平（勞）各委員及び平野副委員長（自）とし、第二回派遣については定例会が開かれた際編成することとし、

⑤ 次に供米関係については農務委員会に努力を煩わすこととし、当委員会は災害一本で進むことに決定。

⑥ 次に臨時議会議の早急開会方を委員長より議長に申し入れることに決定。

⑦ ついで委員長より、明日午前九時より知事室において衆院農林委員に対し理事者より陳情を行うので都合のつく方は出席されたい旨

を述べ、午後四時二十五分散会。

農務農地開拓委員合同協議会

○九月二十二日 午後二時二十分、第一委員室において開議。

① 宮本農務委員長（協俱）委員長席に着き、農務及び農地開拓両委員会の意見交換を行い冷害凶作対策について協議を行う旨を述べ、委員長より、農務委員会の経過並びに中央折衝の経過について報告、田呂委員（協俱）より、農地開拓委員会の対策について報告、

② ついで朝日委員（協俱）より、土地改良並びに種籾確保の必要性について、井野委員（社左）より、特別委員会ができた場合両委員会を主体として設置運営すべき旨、朝倉委員（自）より、両委員会の今後の方針について、大沢委員（自）より、両委員会の意向を議長に申し入れることについて、それぞれ意見があり、田呂委員（協俱）より、特別委員会設置について両委員会より議長及び議運委員長に申し入れを行うことについて発言があつて、これを了承。

③ 次に西村委員（社左）より、今次冷害凶作に対する国の態度及び特別立法措置の問題並びに予備費について質疑があり、委員長より応答。

④ 次に田呂委員（協俱）より、衆院農林委員の調査来道に対し農地開拓委員会としても随行委員を選任したいと発言、委員長より、農務委員会としては既に選任済の旨を述べて、午後三時四分散会。

冷害凶作対策連絡協議会

○九月二十五日 午後二時二十分、第一委員室において開議。

宮本委員長（協俱）より、今次冷害対策について関係団体と連絡を密にし、協力して中央折衝を行う必要がある。この方法について協議を行う旨を述べ、北生産連会長、北海道町村長会事務局長、北信連副会長、道農業会議鹿野議員及び蒔田議長（協俱）秋山（協俱）天谷（協俱）笠井（社右）池田（協俱）各委員より、それぞれ意見を開陳、資料作成については道の対策本部において関係団体と打合せを行うこと、要望書については午前中の冷害対策特別委員会及びこの協議会の要望を入れて作りかえること、中央折衝に関する各団体との連絡については連絡協議会で決めるようにすることとし、午後四時散会。





全國都道府県議会議事務局長会議

○九月三、四の両日 東京都議会議事堂において開催、次のことを研究協議した。

第一日

- 1 地方自治法中改正及び自治庁行政実例改訂方要望に対する自治庁の意見を中心として（自治庁意見発表 長野行政課長）
- 2 参事会における会議事項について
- 3 事務協議会の運営について

第二日

衆議院法制局長西沢哲四郎氏の第十九国会における諸問題についての解説及びこれを中心とする質疑、応答。

九都道府県議会議長会

○九月十日 北海道弟子屈町において開催、次のことを協議した。

- 一 警察制度の改正に伴う財源措置について
- 一 国の会計年度の変更にについて

- 一 中小炭鉱救済対策について
 - 一 異常天候に対する稲作緊急増産対策について
- なお、揮発油譲与税問題等について種々懇談、京都府提案の電力料金値上反対については、次の全国議長会幹事会において協議することとした。

第八回道北部七県議会議長会

○九月十五、十六の両日 福島県議会議事堂において開催、その経過次のとおり。

- 1 主催県（福島）議長及び知事の挨拶、青森県副議長より前回会議の経過について報告。
- 2 議案の審議に入り、
 - 一 警察法施行に伴う財源措置について
 - 一 地方財政対策について
 - 一 気象観測機関の拡充強化について
 - 一 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の期限延長について外二十八件を審議いずれもこれを採択。

一道北部七県議会議事務連絡協議会

○九月十四日 福島県議会において開催、次のことを協議した。

- 一 九月十五日開催の一道北部七県議会議長会議議案の取扱い及び会議の運営について
- 一 地方制度改革に関する意見の取りまとめ、町村合併に伴う道県会議員の選挙区の定め方に対する動向等について

- 一 経費削減のための旅費、費用弁償等の改正状況等議会運営に関することについて

一道東北六県町村合併促進対策協議会

○九月十八日 自治庁主催のもとに秋田県庁において開催、その経過次のとおり。

- 1 午前十時開議、地元秋田県知事、自治庁石村政務次官挨拶の後、鈴木次長より町村合併の進捗状況について説明。
- 2 各道、県毎に現在までの町村合併進捗状況を報告。
- 3 町村合併促進上の問題点及びその対策等について質疑に入り、活潑なる意見及び質疑があり、石村政務次官の総括的な答弁、鈴木次長、長野行政課長、大村理財課長の答弁があり、午後一時三十五分閉会。

全国都道府県議会議長会

○九月二日 東京都議会第一委員室において参与会を開催、次のことを協議した。

- 一 全国都道府県議会議事務局長会議について
- 一 第十四回職員研修会について
- 一 第六回全国議事記録員研修会について
- 一 諸会合の実施について
- 一 議員共済制度計画要領案について
- 一 養徳社寄贈図書について

○九月六日 東京都議会第四委員室において第十五回地方制度調査委員会を開催、その経過次のとおり。

- 1 委員長挨拶の後、第二次地方制度調査会の経過について報告。
- 2 協議に入り、
 - 一 府県制度——道州制について
 - 一 教育委員会制度について
 - 一 議員定数の縮減及び常任委員会制度について
 - 一 現在の地方団体——特に都道府県——赤字財政解消に關連して将来の地方財政の確立について意見の交換を行い、更に田中二郎、鶴劍信成、坂千秋、藤田武夫の各特別委員の発言があり、慎重協議の結果、意見草案を作成し、これを次回委員会（九月二十日）に諮り会長とも相談の上、九月二十一日に幹事会を開き協議することに決定。

○九月二十日 東京都議会第四委員室において第十六回地方制度調査委員会を開催、その経過次のとおり。

- 1 委員長挨拶の後、国の地方制度調査会その後の経過について報告。
 - 2 協議に入り、府県制度、教育委員会制度など国の地方制度調査会から諮問されている事項について議長会のとるべき態度につき検討し、
 - 一 道州制は中央集権的官治行政的傾向が強く、行政機構の複雑化をもたらしから、現在の府県制度を強化し、これを完全自治体として発展せしむべきであり、府県の規模の合理化をはかるべきである。
 - 一 教育委員会は、都道府県一本とし、委員は議会の同意を得て知事が選任し、当委員会の原案送付制を廃止すべきである。
- との結論に達しこの結論を本会の幹事会に諮り、本会の意見として二十四、五日に開かれる国の地方制度調査会に臨むことを決定。

3 その他

- 一 府県財政の赤字に対する緊急措置に関する要望について
 - 一 教育委員会制度について
 - 一 来年行われる地方選挙期日都道府県議会議員を市町村議員より先にする事の可否について
- 協議、これ等はいずれも明二十一日開催の幹事会に提案することに決定。

○九月二十一日 東京都議会運営委員会室において幹事会を開催、次のことを協議した。

- 一 「地方制度改革に関する意見」について
- 二 教育委員会制度について
- 三 府県財政の赤字に対する緊急措置について
- 四 第三十三回定例会の幹事会提出議案について
- 五 第三十三回定例会において行う自治功労者の表彰について
- 六 国の会計年度の変更について
- 七 明年行われる地方選挙の期日について
- 八 町村合併に伴う都道府県議会議員の選挙区の問題について

○十月十二日 神戸市において幹事会を開催、その経過次のとおり。

- 1 主催地議会兵庫議長及び会長挨拶の後、
会務及び会計報告
会計監査報告
地方制度調査委員会経過報告
議事会館対策委員会経過報告
町村合併促進委員会経過報告があり、
2 次いで協議に入り、
1 幹事会より提出の議案について

- 一 自治功労者の表彰について
 - 一 定例会の議事順序及び日程の決定について
 - 一 議案の審議及び部門委員会の決定について
 - 一 定例会決定事項の処理について
 - 一 役員改選について
 - 一 本会議中の役割、次回開催地について
- 等、定例会の運営を中心に協議した。

○十月十三、十四の両日 神戸市神戸商工会議所において第三十三回定例会を開催、その経過次の通り。

- 第一日
- 1 主催地議会兵庫議長、議長会会長、地元知事及び神戸市長よりの挨拶、内閣総理大臣、自治庁長官祝辞の後、自治功労者の表彰（北海道議員川人源市君、多田輝利君）があり、
- 2 次に定例会正副議長の選挙を行い推薦により議長に兵庫県議会議長、副議長に京都府議会議長を決定。ついで、
- 3 和歌山県議会議長の動議により故尾崎前衆議院議員の弔意決議を行い、同氏の郷里三重県議会議長より謝辞があつて、
- 4 議事に入り、会務及び会計報告（会長）、会計監査報告（徳島県議長）、地方制度調査委員会経過報告（神奈川県議会議長）、議事会館対策委員会経過報告（東京都議会議長）、及び町村合併促進委員会経過報告（東京都議会議長）
- 5 ついで八十五件の議案を上程、議案第七十五号、同第七十六号については地方制度調査委員長（神奈川）より、議案第七十七号乃至同第七十九号については副会長（岡山）より、議案第八十四号については幹事（鹿児島）より、又議案第八十五号については副会長（大阪）よりそれぞれ説明があつてこれを即決。
- 6 その他の議案については議案第五十七号及び同第五十八号の撤回

があつた外これを部門委員会に付託して散会。
7 引続き各部門委員会を開催した。

第二日

1 各部門委員長より順次付託案件の審査の経過並びにその結果についての報告があり会議に諮つていづれも委員長の報告とより可決、同一趣旨の議案の統合整理及び字句の修正等は幹事会に一任と決定。

2 次に役員を選任を行い、新役員を

会長 東京都議会議長

副会長 北海道、愛知、大阪、香川、福岡の各議長

幹事 ○宮城、山形、福島、茨城、○栃木、群馬、長野、岐阜、石川、○福井、京都、○兵庫、奈良、広島、○鳥取、○徳島、愛媛、長崎、○宮崎、熊本の各議長（○印は常任）

監事 埼玉、三重、島根の各議長
と決定なお同時に次の委員を選任した。

地方制度調査委員

北海道、青森、岩手、秋田、東京都、千葉、山梨、新潟、愛知、三重、静岡、富山、大阪、兵庫、和歌山、岡山、山口、香川、徳島、高知、福岡、大分、佐賀、鹿児島島の各議長

3 次回開催地を東海北陸に決定、ブロック代表静岡県議会議長の挨拶の後

4 地元議長挨拶、参加都道府県代表岩手県議会議長の謝辞があつて定例会は閉幕した。

5 付議された議案次のとおり。

議案 番號	件	名	提出 ブロック	摘要
一	地方財政対策について	東	東	決定
二	地方財政窮乏打開並びに地方財政再建整備方 案について	東海、北陸	北	決定

三	地方財政の確立について	中国、四国	決	定
四	地方財政の確立並びに再建整備について	近畿	決	定
五	地方財政の早急なる確立方について	九州	決	定
六	昭和二十九年地方交付税交付金の増額について	東北	決	定
七	警察法施行に伴う財源措置について	関東	決	定
八	府県警察費の財源措置方要望について	東海、北陸	決	定
九	警察制度改正に伴う財政措置について	九州	決	定
一〇	警察法改正に伴う財源措置について	近畿	決	定
一一	地方債の償還年限の延長について	中国、四国	決	定
一二	公共事業等国庫補助金の早期決定及び交付について	関東	決	定
一三	地方財政の危局打開に関する決議	関東	決	定
一四	合併後の新町村に対する財政援助の強化について	中国、四国	決	定
一五	国の会計年度の変更について	東北	決	定
一六	国の会計年度の変更について	幹事会	決	定
一七	地方自治擁護に対する決議案	近畿	決	定
一八	各種協議会等の整理統合について	中国、四国	決	定
一九	農業委員会委員の公職立候補制限緩和方要望について	東海、北陸	決	定
二〇	公職選挙法第八十九条（公務員の立候補制限）の改正方要望について	近畿	決	定
二一	積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の期限延長について	東北	決	定
二二	積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法有効期間を更に五ヶ年間延長方要望について	中国、四国	決	定
二三	農林漁業振興施策の拡張強化について	中国、四国	決	定
二四	農林漁業金融公庫政府出資金の枠拡大と利子補給方について	九州	決	定
二五	昭和二十八年産米の追加払と二十九年産米備の適正化措置について	東海、北陸	決	定
二六	昭和二十九年産米の供出対策について	東北	決	定
二七	黄変米配給反対について	九州	決	定

二八	水稲保温折衷苗代設置国庫補助金を継続し、補助対象面積の拡張及補助額の増額について	関東	決
二九	稲作病虫害防除費国庫補助増額方について	九州	〃
三〇	冷害等による農作物病虫害異常発生を防除対策として農薬購入費国庫補助要望方について	近畿	〃
三一	籾米価格安定法の一部を改正する法律の成立促進について	関東	〃
三二	畑地農業改良促進法施行に伴う果樹園の適用耕地について	東北	〃
三三	耕土培養事業に対する国費増額措置の要望について	中国、四国	〃
三四	耕地災害復旧事業国庫補助金の早期交付について	関東	〃
三五	国有部分林設定に伴う造林事業費の国庫助成について	東北	〃
三六	杉たばえ(杉はむし)を森林病虫害等防除法による病虫害として指定方について	九州	〃
三七	塩漬水産物及び調味乾製品の輸出振興について	東北	〃
三八	朝鮮水域及び中国沿岸漁場における漁船操業の安全保持について	九州	〃
三九	災害復旧対策について	中国、四国	〃
四〇	災害復旧事業の促進について	九州	〃
四一	災害復旧工事の速やかなる実施について	近畿	〃
四二	災害査定検査の一元化について	九州	〃
四三	道路整備五ヶ年計画について	関東	〃
四四	積雪寒冷地帯における道路災害復旧方について	東北	〃
四五	昭和三十年度に於て国、県道の特設改良第二種事業(路盤改良)に対する国庫補助について	東北	〃
四六	河川局部改修工事国庫補助の増率について	関東	〃
四七	電気料金制度変更に対する要望について	東北	〃
四八	電気料金値上反対について	関東	〃
四九	電気料金の値上反対について	九州	〃
五〇	中小企業対策について	関東	〃
五一	中小企業金融対策の強化について	中国、四国	〃
五二	中小企業振興対策について	近畿	〃

五三	中小炭鉱危機対策について	東北	決
五四	石炭、造船並びに一般中小企業等の産業危機打開について	九州	〃
五五	日中貿易等の促進方要望について	東海、北陸	〃
五六	隣国貿易の促進について	近畿	〃
五七	気象観測機関の拡充強化について	東北	〃
五八	気象観測設備の拡充強化について	近畿	〃
五九	原水爆の使用禁止について	関東	〃
六〇	原水爆被災者に対する救済等について	広島	決
六一	竹島の領土権確保について	中国、四国	〃
六二	離島振興法改正要望について	中国、四国	〃
六三	合併町村内の電話、電信及び郵政関係事務取扱機関の適切な再配置について	中国、四国	〃
六四	公立高等学校の危険校舍改築に対する国庫補助について	中国、四国	〃
六五	小、中学校における養護教諭の必置方について	九州	〃
六六	結核による医療援護受給患者の保護について	関東	〃
六七	結核予防法に基づく医療費の国庫負担増額要望について	中国、四国	〃
六八	結核医療費の国庫補助増額方について	九州	〃
六九	肺結核に制定促進について	東北	〃
七〇	簡易水道布設計画町村に対する起債基準の確保について	関東	〃
七一	身体障害者に対する資金貸付制度の設定について	中国、四国	〃
七二	失業対策の拡大強化について	中国、四国	〃
七三	失業対策について	近畿	〃
七四	公共職業指導所設備の整備充実方要望について	東海、北陸	〃
七五	地方制度改革に関する意見(その一) 府県制度(道州制)について	地方制度調査委員会	即決
七六	教育委員会制度について	〃	〃
七七	地方自治の確立強化に関する決議	幹事会	〃

七八	災害復旧事業の早期完成に関する決議	幹事会	即決
七九	原水爆の使用禁止に関する決議	〃	〃
八〇	昭和二十九年九月台風による被災中小企業業者援助対策について	中国、四国	決定
八一	公営住宅建設三ヶ年計画の完全実施について	近畿	〃
八二	地盤沈下対策事業の継続実施とこれが事業予算等の大中増額について	広島	〃
八三	遺族の優遇措置に関する件	山口	〃
八四	昭和二十九年産米の供出並びに適正米価に関する決議	幹事会	即決
八五	気象観測設備の拡充強化に関する決議	東北、近畿	〃

なお、当面の問題として特に大きく取上げ即決となつた議案は、次の通り。

第七十五號議案

地方制度改革に関する意見 (その一)

府県制度、道州制について

一 府縣の存在とその果たすべき機能

地方公共団体は、地縁的住民の自主的意識によつて支えられた協同体であると同時に、国家統治組織の一部としての公共的機能団体であり、国家を離れて地方公共団体のあり得ないことは言うまでもないが、同時に地方公共団体の存在を無視して国家はよくその公共的機能を果し得るものではない。

府県制度の検討に当つては、当然これらの基本的觀念の上に立つとともに、更に現行行政の実態に即し、国、地方及び地方相互間においてそれぞれ団体が、民主的協力の下に如何にすれば各々その機能を十分に果し得るやについて検討されるべきであつて、徒らに觀念的な改革論は、結果において実現を望み得ず、それは、単なる机上の議論に止まるであらう。

本会は、従来より府縣の存在の意義について、その理由を明らかにし、強くこれを主張しているのであるが、それは必ずしも現実の社会的、経済的状況に強いて目を覆い、現状維持を固執するものではない。今次、府県制度の検討に當つても、町村合併の進展、道州制論の擡頭等新しい事実と状況にかんがみ、虚心、且

慎重にこれを行つた結果、従来の主張根本は、何ら変更するものではないが、府縣は、近代的行政を処理する適正な規模における完全自治体として、あくまでこれを維持しなければならぬとの結論に到達した。以下これらについての理由を述べることにする。

(1) 府縣の歴史的、社会的存在意義

府縣の存在は、既に六十余年の歴史と伝統をもつものであり、今日まで地方自治確立のため果たして来た役割は、高く評価されなければならない。今日の府縣は、政治的、経済的、社会的に強固な基盤をもつ地縁的協同体であり、その行政機能と効果に対しては、何人も疑を容れないところである。

(2) 府縣の性格及び機能

府縣は、国と市町村の中間に位し、市町村を包括する広域的完全自治団体であり、行政を能率的、効果的に処理し、憲法に保障する地方自治の本旨の実現を期する地方公共団体である。従つて、国は、府縣を信頼し、その保留する事務を大中に移譲し、もつて地方自治の拡充強化を図るべきである。

第一次地方制度調査会の答申における、府縣の性格づけ並びにこれにもとづく機關委任、団体委任及び地方事務官制度の活用は、府縣の国家的性格を強めることによつて、行政の中央集権化を方向づけるものであり、賛成できない。

もとより行政の効果的処理のため、府縣が国家的事務の処理に当ることは必要であるが、それは、府縣本来の機能に由来するものであつて、府縣の国家的性格づけによるものではなく、このことは、事務の再配分、国の出先機關の整理統合にも重大な関係をもつものである。

府縣は、市町村を包括する広域的自治体たる性格上、その有する機能は、大別して地域の広域行政と市町村間の能力的懸隔に対する補充行政、更に国と市町村間の連絡、市町村相互間の調整、調停、その他事務技術上の援助勧告等の連絡調整行政であり、これら夫々の意義については、最早や周知のとおりであり、ここにその詳述は省略するが、ただ最近における各種行政は、近代的高度の水準確保が要請せられ、地域と行政的能力に自ら限界のある市町村をもつてしては、これを能率的、効果的に処理し難いものや、行政の複雑化から生ずる紛争調停等、府縣の機能に期待する事項の増大は、否めない事実である。

(3) 府縣の存立と憲法的精神

新憲法が、その第八章において新に地方自治の保障に関する規程をもうけた

ことは、その歴史的沿革より従来の中央集権的官治制を地方分権的民主制に切り換えることを最大の眼目とし、その一環として、従来半ば官治的であつた府県を市町村とともに、完全自治体とし、その機能において、民主政治の基盤を確立しようとしたものと解さなければならぬ。

(4) 府県廃止論に対する批判

府県制度の改革について、一部に府県廃止論が唱えられている。その主なるものの主張の骨子は「府県を廃止して、現在府県の行う自治事務及び国の委任事務はもとより、国政事務についても、自治的性格の事務は挙げて市町村に移譲し、広域行政事務処理のため新に特別地方公共団体を設ける。補完行政については、市町村が単独又は協同処理方式等により、連絡調整事務は、市町村の連合組織に担当せしめる」等の構想のようである。

この主張は、府県とは、本質的に異なる所謂中間的特別公共団体を設け、広域行政の執行に当らしめんとするものであるが、はたして、この種の団体が現在の府県以上に能率的、効果的な行政を処理し得るや、又課税権を持たないものに、公共団体としての実質を如何にしてもたし得るや、そのいうところの自治事務、委任事務が期待する如く市町村に移譲されるや、はた又複雑多岐に亘る実際上の調整事務を利害の異なる市町村の連合組織が良く解決し得るや等幾多の疑問がある。

要するにこの主張は、府県を廃止することによつて行政事務の能率的效果を意図するものようであるが、結果において、却つて行政の複雑化と非能率化を招くものであるのみならず、多年地方団体の協力によつて自主的に行つて来た行政事務が、一挙に中央に吸収され集権的行政となり、地方自治の衰微、後退を来たす虞れがあり、何等その合理的根拠を認め難いばかりでなく、地方自治伸長発展上大いなる危険を包蔵するものといわねばならない。

二 府県の適正規模

近代的行政の要請に應じ、府県がその重要機能を十分に果す上において、現在の府県の区域をより広域行政単位として、合理的再編成を行う必要のあることは、時代の要求と見るべく、この問題は、今次地方制度上の重要課題として、十分に考究するべき問題であり、殊に現在実現しつつある町村合併等を考慮するとき、府県規模の適正合理化は、特にその重要性を加えつつあると言えよう。ただこの問題は、単なる人口、面積等の形式的標準等によつて画一的に統廃合するこ

とや、権力によつてこれを強行するがごときは、地方自治を根底より破壊するものである。併しながら、府県の規模の適正化は、実際上の問題としては極めて困難な課題であり、慎重なる考究を要する重大問題であるが、その根本的原則は、府県の機能を最も合理的、能率的に果たし得る地域の単位でなければならぬ。この意味において地勢、人口、産業、経済等の自然的、社会的条件と、歴史と伝統による風俗、習慣、住民感情等を十分勘案考慮すべきであり、これが推進の一方法として、次のことが考えられる。

三 道 州 制

いわゆる道州制なるものの形態は甚だ漠然としたものであり、論者それぞれの主観と構想により異なるものであるが、伝えられる内容によれば、それは到底完全自治体ではなく中央集権的官治行政の色彩強く、或は屋上屋を架し却つて行政を複雑化し、経費の増大と能率の低下を招く虞れがあり、何れの構造も合理的に地方自治の本旨を実現するものとは解し難い。

道州制の問題は、前項に述べた府県の適正規模化によつて一切解決せられるものであつて、また、それが、最も合理的な方法と信ずるものである。

第七十六號講義

教育委員会制度について

教育行政は、自治行政中最も重要なものであり、教育委員会が教育の中立性、教育行政の民主化地方分権化を達成することを使命として生れたことは、民主政治下における我が国教育制度の改革上重大な意義を有するものである。

しかしながら、本制度制定以来の実績をかえりみると、制度の上にも、運営の面にも種々再検討の必要を認めざるを得ない。即ち、現行制度は、教育行政執行機関たる本委員会を余りに、細分しているため、行政の能率的合理的運営を阻害し、これによる経費の増大は地方財政上の過重負担となり、ひいては地方行政の総合的運用面に無用の摩擦と混乱を助長することとなり、甚だしく行政処理の円滑を欠く結果を招来するものである。

本会は、これらの上記の事実を鑑み、本制度について慎重に再検討を行つた結果、次の結論に到達したのである。

民主主義下における教育行政のあり方として、本制度は存置すべきであるが、従来の欠陥を是正するため、現行制度に対し次のような改正を行い、自治行政の広域的総合運営を図る一面、制度は更に相互の信頼と協力による運用の妙に期待すべきである。

(一) 教育委員会の設置単位は都道府県一本とする。

(二) 教育委員会委員の選任方法は直接公選を改め、知事が議会の同意を得て選任するようにする。

(三) 教育委員会の原案送付の制度を廃止する。

第七十七號議案

地方自治の確立強化に関する決議

憲法が地方自治を保障するゆえんのもの、民主政治の基盤たる地方公共団体を認め、地方住民の意思を尊重し、その自主的運営によつて民主主義国家の大本を貫かんとしたに外ならない。

しかるに、近時政府方面における地方自治に対する観念は、ややもすればこれを軽んじ、或いは占領政策是正に籍口し、或いは行政合理化の美名にかくれ、地方公共団体の機能を圧縮し、中央集権、官治行政に指向せんとする如く何れも、或いは、かくの如きは甚だしき時代錯誤であつてまことに遺憾に堪えない。特に最近その一部において府県の廃止、或いは知事官選等を唱うる者あるやに仄聞するが、かかる説は現在府県が広域的地方公共団体として、自治行政の上に果たす重大なる使命と機能とに強いて目を覆い地方自治を根本より破壊する暴論ともいへば、断じてこれに反対するものである。

われわれは、あくまでも憲法の理念に則り、いよいよ地方自治を確立強化し、もつて民主主義日本の建設に邁進せんとするものである。

政府並びに国会におかれては、地方自治の確立強化なくして民主国家建設の途なしとする本会の決意をよく理解せられ、相携えてこれが実現に一段と努力せられんことを強く希求してやまない。

右決議する。

昭和二十九年十月十三日

全国都道府県議長会大会

第七十八號議案

災害復旧事業の早期完成に関する決議

わが国は毎年相次ぐ災害に襲われ、これによつて失う国富と、人心の不安はまことに図り知れざるものがあり、災害復旧対策の樹立は重要国策として採り上げらるべき刻下の急務である。

しかるに政府における災害復旧事業に対する予算の未措置額は、建設省所管の公共事業費のみの過年度災害においても実に千数百億円に上り、更に本年度推計被害額を加えればその総額は概算二千億円を超える巨額に達する見込であり、かくの如き予算措置の不定は事業の遅延を来たし、未だ工事の完成に至らざるに新たな災害を受け、被害は加速度的に増大するの結果となり、このまま推移せんか国土国富の荒廃損耗はもとより、遂には民生の安定を欠き、国民の政府不信の念を醸成する虞れなしとしない。

よつて政府は速かに災害対策の抜本的方策を樹立するはもとより、先ずもつて災害復旧事業の重大性に思いをいたし、これが早期完成について優先的万全の措置を講ずるよう強く要望するものである。

右決議する。

昭和二十九年十月十三日

全国都道府県議長会大会

第七十九號議案

原水爆の使用禁止に関する決議

ビキニ環礁における水爆実験の降灰は、わが国最高医療陣の必死の努力にもかかわらず、ついに罪なき同胞の尊き生命を奪い去り、人類史上にかなしむべき新事実を記録した。

日本国民はさきに恐るべき原爆の洗礼を受け、その惨禍の想い未だ去らざるうち今また、水爆による犠牲者を出すの悲運に遭遇し、更に最近日本海方面における異常の放射能雨ある事実に対し、八千万同胞は暗然そのいふべき言葉を知らず今や日本民族は南と北より恐るべき水爆実験の狭撃にさらされ恐怖の極にあるといふべきである。

われわれは人類の生存に計り知れない悪影響をもつ原水爆を身をもつて体験し

た世界唯一の民族として、その残虐なる被害を想いをいたすとき、原水爆の使用並びに実験の禁止を要請することは日本民族に課せられた崇高なる人道上の義務と確信するものである。

本会は政府に対し世界平和と人類の生存擁護のため、原水爆の使用並びに実験の禁止とこれが平和的管理につき、速やかに関係国に対し適切強力なる外交措置を講ずるよう強く要望してやまないものである。

右決議する。

昭和二十九年十月十三日

全国都道府県議会議長会大会

第八十四號議案

昭和二十九年産米の供出並びに適正米価に関する決議

本年度産米の作柄は植付当初より極めて不順な天候に見舞われ、更に病害虫の異常発生等により甚だ憂慮すべき状態に置かれたが、その後の天候回復と病害虫の徹底的防除により、ようやく持ち直し稔肩を開くことができたのである。然るところ八月以降連続して襲来した数次に亘る台風のため、稲作に壊滅的な打撃を蒙り、又他の地方においても倒伏、脱粒、うんかの発生等により大減収を来していることは洵に遺憾である。

以上の如き稲作事情に鑑み、本年産米の供出には多大の支障が予想されるのみでなく、農家経済を著しく不安定な状態に陥し入れることが憂慮されるので、政府におかれては本年産米の供出に關し、地方の実態を充分把握されるところに、特に次の諸点について適切な措置を講ぜられるよう、強く要望する次第である。

右決議する。

記

一 供出数量の適正指示について

供出数量の指示に當つては、本年の災害事情に鑑み、各地の被害状況を適確に把握し適正な指示を行うこと。

二 適正米価の設定について

パリティ指数上昇に伴う適正価格を速かに決定し、米穀の再生産を補償すること。

三 早期供出奨励金について

早期供出の期限を延長するとともに、各期別奨励金を増額すること。

第八十五號議案

気象観測設備の拡充強化に関する決議

気象観測は災害の予防、交通安全の確保及び産業の振興等に寄与する極めて重要な業務である。近時年々来襲する台風の甚大なる被害並びに凶冷害予防困難に依る深刻なる災害は何れも気象観測陣の不備とこれが劣弱に基く憂うべき遺憾事である。

特に今回台風十五号によつて生じた洞爺丸遭難事件の如きは、我が国海難史上空前の惨事であり、その原因の如何にかかわらず、国民挙げての痛恨事であつて、かかる悲劇の再発は断じてこれを根絶しなければならぬ。

従つてこれらの台風並びに冷害に依る災害を最少限度に防止するには気象観測設備の強化拡充が焦眉喫緊の急務である。仍て政府は速かに左記各項の整備拡充を強力に推進し、気象観測の科学的機動性を強化するよう希求してやまない。

而して是等施策の実現には仮令幾十億の巨費を要するとも、現下国民の澎湃たる与論と今後に生ずる不測の災禍を憶う時、断乎政府は速かにこれが実現に万全の措置を講じられたい。

記

一 測候所と気象台との通信連絡の確保

二 高層気象台の増設

三 気象観測船の整備拡充特に北方洋上定点観測の復活

四 航空機による気象観測の実現、即ち航空機による気象観測が現在米軍に依存し、メクラ観測にある現下の実情に鑑み我が国独自の観測機の確保を期すること。

五 レーダーの配備

六 長期予報の精度向上並びに産業気象体制の整備強化

七 山地及び重要地点の雨量観測網の拡充

八 隣接諸外国との気象資料の交換

右決議する。

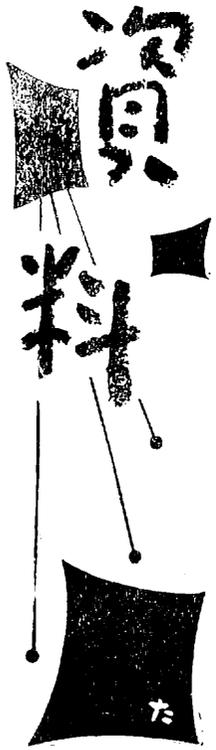
昭和二十九年十月十三日

全国都道府県議会議長会大会

○十月十四日 神戸市において緊急第十七回地方制度調査委員会を開催、本委員会は、第三十三回定例議長会における委員の改選に伴い、国の地方制度調査会に即応して活動の必要もたれたもので、左記の通り正副委員長を互選した。

委員長 神奈川県議会議長 松 岡 正 二君
副委員長 京都府議会議長 八木重太郎君





9月15日現在産米收穫予想

農林省では、9月15日現在の稲作概況調査結果を次のように発表した
が、

- ① これによると、予想收穫高は、6,463石で、
- ② 8月15日現在の予想收穫高6,370万石（時報6巻8号掲載）に比べ、93万石の増収となり、
- ③ 28年同期の予想收穫高58,086千石に比べ、6,514千石の増収予想となる。
- ④ 作況指数は、前回の水稲98、陸稲87に比べ、水稲は同率であるが、陸稲は83と4%低下した。
- ⑤ なお、28年の推定実收穫5,492万石に比べれば、971万石の増収となる。

稲作概況

縣 別	作付面積 (單位町歩)	作況指数 (水稲) (平年作を100とする)	
		9月15日現在	8月15日現在
全 国	3,076,589	98	98
北 海 道	155,970	70	81
青 森 県	71,510	92	84
岩 手 県	65,380	97	87

縣 別	收穫量 (千石)	作況指数 (水稲)	作況指数 (陸稲)
宮 城	105,160	102	96
秋 田	105,580	100	96
山 形	98,030	103	98
福 島	101,070	100	94
茨 城	121,930	104	99
栃 木	89,920	100	96
群 馬	51,880	102	98
群 衆	87,720	103	98
埼 玉	111,230	101	98
千 葉	14,560	103	99
東 京	27,010	101	99
神 奈 川	177,280	104	100
新 潟	73,170	103	99
富 山	51,033	104	101
石 川	45,951	100	98
福 井	18,200	100	97
山 梨	71,190	103	98
長 野	63,860	97	98
岐 阜	60,810	101	100
静 岡	88,250	99	99
愛 知	70,060	97	98
三 重	61,255	100	99
滋 賀	36,440	99	98
京 都	30,572	100	100
大 阪	88,726	94	102
兵 庫	27,635	100	99
和 歌 山	26,560	100	101
鳥 取	31,990	99	99
島 根	49,220	88	98
山 梨	80,500	97	101
徳 島	69,610	99	100

29年度地方債火災復旧事業許可 予定額 (第2次分)

(単位百万円)

北海道	25	長	野	1	島	根	4.5
青森	2	静	岡	8	岡	山	0.5
秋田	1.4	愛	知	2	福	長	8
茨城	8.5	三	重	1.5	崎	崎	9.3
千葉県	0.5	遊	賀	30	大	分	1.3
山梨	2.3				京	都	9
					市		

(30年度17)

主要輸出入國の米生産高

(輸出入国)	戦前		48~50年		51年		52年	
ベルギー	6,971	5,220	5,500	5,841				
イタリア	4,357	6,767	7,325	6,602				
フランス	—	—	2,564	2,850				
ブラジル	1,365	3,040	2,931	2,950				
アメリカ	956	1,780	2,077	2,207				
イタリヤ	753	645	750	863				
(輸入国)								
インドネシア	34,182	33,538	31,609	35,698				
日本	6,081	5,709	6,541	6,790				
口	11,501	11,962	11,302	12,404				
マ	513	637	550	692				
計	81,400	85,800	82,900	89,400				

注 ① F A O 第 7 回 総 会 配 布 の 資 料 に よ る 。

② 単位は千ハ/㌧ (籾)、インドネシアはジャワ及びスマタラのみ。

③ 戦前とは、48~50年各年の平均。

米穀需給表

(単位玄米換算石)

年	次	生産高	輸移入高	消費	人口
昭和	9	70,829,117	14,251,095	1,133	67,805,000
〃	〃	51,840,182	13,020,173	1,027	69,007,900
〃	1 1	57,456,976	14,204,449	1,047	70,023,900
〃	1 2	67,339,699	11,879,389	1,111	70,976,700
〃	1 3	66,319,764	15,271,390	1,112	71,800,000
〃	1 4	65,869,092	9,809,170	1,103	72,215,600
〃	1 5	68,964,466	11,165,806	1,072	72,843,700
〃	1 6	60,874,252	15,102,877	0,974	73,665,900
〃	1 7	55,088,171	15,681,144	0,990	74,497,400
〃	1 8	66,775,832	7,226,519	1,025	72,568,000
〃	1 9	62,887,000	4,800,000	(0,985)	72,398,000
〃	2 0	58,558,900	1,572,000	(0,814)	72,805,000
〃	2 1	39,149,400	108,912	(0,551)	74,024,000
〃	2 2	61,386,000	19,188	0,786	77,660,000
〃	2 3	58,652,000	292,621	0,748	79,200,000
〃	2 4	66,439,200	613,291	0,814	81,100,000
〃	2 5	62,553,300	4,801,307	0,810	82,700,000
〃	2 6	64,338,900	5,101,493	0,825	84,100,000
〃	2 7	60,277,500	6,674,960	0,784	85,400,000
〃	2 8	66,152,100	6,970,000	0,830	86,600,000

備考

① 年度は、米穀年度とする。

② 生産高は、前年産米を掲ぐ。昭和 19 年以降は、沖縄県は含まない。

③ 人口は、総理府調査の各年4月末現在。ただし、23年以降は、S S 「日本経済統計」により、5月1日現在である。



地方行政疑義問答集

議長の選挙

(昭和二九、八、二六自丁行発第一五四号)
岐阜県総務部長あて自治庁行政課長回答)

問一 正副議長の選挙を全員異議なく記名投票により行つた場合の当選は、有効なりや。

問二 正副議長の選挙について、記名投票および無記名投票の二論に分れ、採決の結果、記名投票と決定し、記名投票により当選したる場合、右当選は、有効なりや。

答一、二 正副議長の選挙を記名投票によることはできないから、ともに無効となるものと解する。

請願、陳情の受理

(昭和二九、七、二六自丁行発第一二三号)
三重県議会事務局長あて行政課長回答)

問一 地方自治法第二百二十四条にいう「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者」とは、自然人及び法人に限られ、権利能力なき社団よりの請願は、受理し得ないと解するがどうか。

問二 本県会議規則に規定する請願者の住所、氏名、年令或いは押印がない請願お

よび陳情は、受理できないと思うがどうか。

答一 会議規則の定めにもよるが、権利能力のない社団も請願することができる。

答二 お見込のとおり。



報道から拾う

物品税証紙は記号か公文書か

物品税証紙は、物品税法第十六条の二以下の定めるところに従い、納税物品に貼付すべき政府発行の証紙であるが、それ自体に一定の思想内容の表示がないところから、刑法第六十六條の「記号」であるとの考えも成立つが、最高裁は、「物品税納付の事実を証明する内容を有する政府発行の文書であるから、刑法第五十五條第三項の公文書に該当する。」と判示した。

函館市長、市議選挙無効確認事件

「手紙の不備明らか」札高裁に差戻し

函館市長、市議選挙の「選挙無効の確認」を求める上告審は、九月十七日の最高裁で、「原判決破棄、札幌高裁に差戻し」の言渡しがあり、北海道選挙委は、敗訴となつた。

これは、去る昭和二十六年四月に行われた函館市の市長、市議選挙で、選挙管理委員は、投票所において投票権者を確認する手段をとらなかつたこと、多数の不在者投票用紙を正風の証明書を受けとらないで交付したことなど手続上の不備があり、この選挙は、無効であるとするもので、市選挙委に対する異議申立は棄却、道選挙委に対する訴願も同様棄却、札幌高裁函館支部に対する「選挙無効確認」の訴は、二十八年六月「選挙の効力に及ぼす理由はない」として敗訴となり、最高裁に上告中のものであつた。

最高裁判決理由の骨子は、

不在者投票の用紙、封筒の配付の手続上に違法の点があつたのに対して原判決は、「不在者投票の数がわかつておれば、その手続に手落があつたからといつ

て、選挙そのものは無効にならない」として上告人の請求をいれなかつたのは違法である。又不在者投票制を乱用することは、選挙の自由、公正を誤るもので、違法な手続で行われた選挙は、その選挙の結果にも影響する。

というものである。なお、原告は、九月十八日函館地裁に対し同市長、市議の職務の停止命令の仮処分を申請したと伝えられている。

佐野市の参院選挙

最高裁無効の判決

昨年四月の参院選挙の際、佐野市（栃木県）で、左派社会党から立候補、五十四位で落選（五十三位まで当選）した半林剛氏の党名を「日本共産党」と誤つて掲示した、いわゆる党名誤記事件は、東京高裁で「選挙の一部無効」の判決があり、中央選挙管ではこれを不服として最高裁に上告、審理の結果、九月二十四日最高裁は、「佐野市における選挙を無効とする。ただし、当選人五十三名のうち一位から四十七位までの当選は、失われぬ」との判決を言渡した。

判決主文 原判決を左のとおり変更する。

昭和二十八年四月二十四日に執行された参議院全国選出議員選挙のうち、栃木県佐野市における選挙を無効とする。ただし、右選挙における当選人五十三名（一から五十三名までの者）のうち、大宮精一四十八、関根久蔵四十九、大谷賢雄五十、八木秀次五十一、粕木庫治五十二、楠見義男五十三を除いた四十七名（同一から四十七までの者）は、その当選を失わぬ。

訴訟の総費用中、上告人中央選挙管理委員会委員長と被上告人との間に生じた部分は、同上告人の負担とし、参加によつて生じた部分は、参加人等の負担とする。

判決理由（要旨）

原判決の確定するところによれば、昭和二十八年四月二十四日行われた参議院全国選出議員の選挙において、栃木県佐野市選挙管理委員会は、公職選挙法一七三条の定めに従い、同市相生町三〇二番地佐野市保育所外二十カ所の場所に候補者の氏名および党派別を記載した氏名一覧表を掲示するに

あたり、候補者の一人たる被上告人は、日本社会党に所属するにかかわらず、その党派別を日本共産党と誤記し、右氏名一覧表は、当初掲示せられた昭和二十八年四月十四日から、選挙当日である同月二十四日午前七時五十分ごろまで右誤記を訂正せられることなく、そのまま掲示せられたというのである。

右の事実が公職選挙法二〇五条に、いわゆる「選挙の規定」たる同法一七三条に違反するものであることはいうまでもない。

論旨は、ひつきより、本件における右規定違反の事実は、同法二〇五条所定の「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」にあたらぬことを主張するものであるが、同條にいう「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の當選に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。

公職選挙において候補者の所属党派別が重視されることは、原判決説示のとおりであり、佐野市において右選挙に投票したものの総数が一万七千九百二十四人であることは、原判決の確定するところであるから、もし右規定違反がなかつたとしたら、右総数のうち三百八十一票すなわち同選挙における次点者たる被上告人が現に全三区において得た得票数と、同選挙における最下位当選者補見義男の得票数との差三百八十一票を越える票（現に同市において被上告人に投せられた投票数のほかに）が同市において被上告人に投せられた可能性がないとはいえないのであつて、この可能性のあるかぎり右の規定違反は、すなわち、同法二〇五条の「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある」とのと判断せざるをえないのである。

本件のごとく、選挙の実施者たる選挙管理委員会自身が、前記のごとく、長期にわたり、公衆の見易き場所二十カ所以上におよんで、候補者の党派別を誤記して掲示した事実ありとする以上、これが選挙の公正を害するものというべきはもちろんである。

公職選挙法三〇五条一項によつて、選挙の無効を判決する場合、同条二項ないし四項を適用して、選挙の無効にかかわらず当選を失わない者を決定するにあつては、本件選挙のごとく参議院全国選出議員の通常選挙と参議院全国選出議員の補欠選挙とが同法一五五条一項の規定により合併して行われる場合には、同法二〇五条三項の「当選に異動を生ずるおそれのないもの」の判断は、原判決のごとく当選人が落選となり、または落選人が当選人となるおそれの有無のみにとど

まらず、さらにすんで六年議員が三年議員となり、または三年議員が六年議員となるおそれはないかどうかまでを決定しなければならぬことは所論のとおりであつて、後者の点につき何らの顧慮を払つた形跡のない原判決は、この点において、關係法条の解釈をあやまつたもので、本論旨は理由あるものといわなければならない。

しかして、本件選挙において当選人とせられた五十三名（一から五十三までの者）のうち、四十七ないし五十三の候補者ならびに次点者とせられた候補者（同五十四）の全国得票数および佐野市における得票数等については、同論点掲記の表（別項当落影響の表）のとおりであることは、原判決の確定するところである。

よつて、民訴三九六条、三八四條、三八六條、八九條、九二條、九四條を適用し、全裁判官一致の意見により本文のとおり判決する。

なお、東京高裁の判決では、四十九位の関根久藏氏以下について当選無効としたのに、最高裁の確定判決は、四十八位の大倉精一氏までふくめて選挙をやり直すよう修正したのは、判決要旨の中にもあるとおり、公職選挙法第二百五五條第二項の「当選に異動を生ずるおそれのないもの」の解釈の相違からである。

その後の竹島問題

韓国、竹島に燈臺建設

日本側韓国の水路告示通達に拒否を決定

昨年来領土権をめぐる日韓両国間に紛争が続いている「竹島」に対し、韓国は「日本の侵略から竹島を守るため」と称して、去る七月常駐部隊を派遣し、守備すると共に「同島に燈台を建設したから航路図にのせられたい」と国際水路會議加盟国（米など二十八カ国）に通達した。日本は加盟国であるが、韓国からの直接の通達はなく、八月末米海軍水路部を通じ海上保安庁宛この旨通報があつた。燈台、その他の航路標識

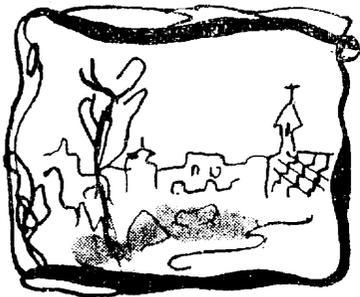
は、国際水路会議の協定によつて、加盟国は官報、ラジオなどで一般に告示することになつてゐるが、海上保安庁では外務省と打合せた結果、九月に「竹島は日本領土であり、韓国は不法侵入してゐる。不法に日本の領土に侵入した部隊によつて建設された燈台は認め難い。従つて燈台についての告示はできない」という態度を決定、告示はしないこととした。

竹島問題 國際裁判提訴

韓 國 側 拒 否

奥村外務次官は、九月二十五日外務省に金韓国公使を招き、竹島の帰属問題について國際裁判に提訴するため特別同意書を作りたい趣旨の口上書を手交したが、同二十八日韓国は、

竹島は歴史的にも韓国領であり、國際法廷に提訴するという日本側提案は全く非常識である。ハーグの國際法廷はこの問題と何の關係もない。と拒否した。



圖書室だより

新購入図書紹介

書名	著編者名
昭和文学全集 第四十三卷	高浜虚子他
日本資本主義講座 第九卷	遠山茂樹
日本国会七十年史	前沢広明
商工行政史 上巻	商工行政史刊行会
赤旗 第二巻	アカハタ本局
珠香町	川崎長太郎
地方自治年鑑 第二集	自治庁調査課
潮騒	三島由紀夫
新聞の読み方に關する十二章	笠信太郎
悪法と労働基本権	沼田稲次郎
暗黒日記	清沢冽
われら水爆の海へ	駒野鎌吉
生命損害保険	大森忠夫
農業水利権の研究	渡辺洋三
昭和文学全集 第四十四巻	舟橋聖一
世界年鑑 一九五四年版	共同通信社
日本国憲法の批判	里見岸雄
女工哀史	細井和喜藏
労働組合法	吾妻光俊
イタリヤ共和国憲法	宮沢俊義
日本の生活水準	有沢広己
昭和財政史 第六巻	大蔵省昭和財政史編集室
労働白書 労働経済の分析	労働統計調査部

各官公庁その他よりの受贈図書

書名	寄贈先
北海道農業序説	湯沢 誠
大人名事典 第七巻 外国編	下中弥三郎
觀光北海道	金森孝愛
貿易北海道 27号	道交易観光課
教育月報 九月号	道教育委員会
北海道自治 九月号	道自治協会
北海警友 八月号	北海道警察本部 北海警友編集部
労働委員会月報 No. 2	地方労働委員会
文部統計速報 70号	文部省調査課 普及局統計課
調査月報 九月号	北海道拓殖銀行
厚生 八月号	厚生省
世界月報 五月号	外務省
施設 七月号	電気通信施設局
非鉄金属等需給統計月報 七月号	通産省
鉱山製鍊統計月報 七月号	同
非鉄金属製品統計月報 七月号	同
纖維統計月報 七月号	同
石油統計月報 七月号	同
百貨店販売統計月報 七月号	通商産業大臣 官房調査統計部
栃木県議会月報 九月号	栃木県議会議局
群馬県議会時報 五巻八号	群馬県議会議局
東京都議会月報 七月号	東京都議会議局

奈良県議会時報 第十八号	奈良県議会議局
鳥取県議会月報 七、八、九月号	鳥取県議会議局
新潟県議会時報 九月号別冊	新潟県議会議局
福岡県議会月報 三四号	福岡県議会議局
茨木県議会月報 No. 14、15	茨木県議会議局
広島県議会月報 九月号	広島県議会議局



九月のメモ

- 1 ○帰国者約五百六十名と中国紅十字社から返電。
○北海道総合開発審議会々長に黒沢西蔵氏就任。
○旭川で油脂工業抽出釜爆発、死者二名、重傷五名を出す。
○自衛隊の本道移駐第二陣（九州部隊）上陸終る。
○放射能被災給員に対する法的責任なしと米当局言明。
○日・タイ貿易計画一カ年延長発表。
- 2 ○英労働党議員代表入京。
○セイロン通商使節団来日。
○列国議員連盟総会で原・水爆実験禁止案を否決。
○炭労第十一回全国臨時大会開く。（札幌市公民館、太平洋炭鉱事故責任追求決議）
- 3 ○石狩川のサケ漁始まる。
○アトリー英労働党首「台湾は中国の領土」と言明。
○中共釈放戦犯百名の氏名発表。
○韓国参謀会議議長来日。
○金門島砲撃戦で米将校二名死亡。
- 4 ○道農地開発協会緊急役員会で委員八名をあげて農地開発会社案作成に決定。
○帰国の赦免元軍人の追加氏名発表。
○日鋼争議、立入禁止仮処分決る。
○英労働党一行離日。
- 5 ○日本海上にて米機ミグに撃墜さる。
○ビルマ使節団長来道。
- 6 ○通産省電気料金の改訂要綱発表。
○自由党新政策を発表。
○マニラでSEATO会議開く。
○道日米協会発足。
○衆議院決算委員相喚問決定。
○糠平電源工事で落盤、十一名生埋め。
○綿花借款調印終る。（六千万ドル）
- 7
- 8 ○田中決算委員長自由党除名決る。（総務会）
○通産省、新輸出計画を発表。
○文部省、学生の経済白書を発表。
○大夕張発電管理方式解決す。（三菱推薦者を任命）
○原料新乳価決る。
○東南アジア防衛条約、太平洋憲章調印さる。（マニラ会議）
○韓国で日本品の広告を厳禁。
○農林省、米価の基本方針決定。（九千九百円）
○世界銀行調査団一行六名来道。
○草葉厚相来道。
- 9 ○ダレス長官来日。（吉田・ダレス会談）
○世話人知事会議、赤字財政、米価対策など政府に実現方要望。
○糠平工場でハツバ事故、死亡一重傷二。
○中国訪問の文化人決る。
○竹島に韓国の灯台設置につき日本側拒否に決定。
○ダレス長官離日。
- 10 ○網走のスパイ行為依頼事件で警察側陳謝。
○名寄岩、引退を表明。
- 11 ○電気料金値上げ、通産省正式認可決定。十月一日から実施。
○函館バス無期限ストに入る。（二十二日解決）
- 12 ○首相の外遊、閣議で正式決定。
○内閣に反民主主義対策協議会設置決る。
○釧路破防法違反事件に無罪判決。
○中共帰国船興安丸、舞鶴を出港。
- 13 ○ビルマ賠償交渉、原則的に妥結。（二億ドル、十カ年、経済協力五千万ドル）
○近江絹糸争議解決す。
○陸上自衛隊武器補給廠全焼。
- 14 ○中共人民代表大会開く。（憲法制定審議）
○本年度産米備内定、九千五百五十七円。
- 15 ○外遊中止勧告決議案可決、衆院外務委員会。
○「一種の原子兵器の実験が最近ソ連内で行われた」とタス通信発表。
- 16
- 17

○首相告発動議可決、衆院決算委。
○台風十四号京浜地帯襲う。

○日銀帳じり四千七百八十三億九千百万円で本年の最低を示す。
○国体水上開幕。(天理プール)
○チリに戒厳令。
○大雪山に初雪。

○中共全国人民代表大会「憲法草案」を可決、直ちに公布。
○世銀農業調査団離日。
○安平村を早来村と改称。
○御木本幸吉翁死亡。
○第九回国連総会開く。

○参院の外務委員会が首相の外遊反対決議案を可決。
○日鋼労組二つに分裂、第二組合結成。
○水爆被害者久保山愛吉、午後六時死亡。
○第二回臨時北海道議会開会、同日閉会。

○国際通貨基金世界銀行の第九回年次総会ワシントンで開会、日本における一九五三年―四年にかけての経済動向の報告がなされた。
○緒方副総理、首相外遊中の臨時首相代理、閣議で再確認。
○福永官房長官、國務相に任命さる。
○道地労委、日鋼争議に職権轉旋決定。
○ビルマ賠償協定仮調印。

○日鋼労組第二組合と衝突、負傷者百五十六名出す。
○米第一騎兵師団、三百七名の第六次解雇発表。
○吉田首相、米・英・仏・西独・伊・加・ウアチカン諸国訪問のため午前九時羽田出発。

○中共視察議員団午後九時羽田出発。
○台風十五号金道を襲う。
○青函連絡船洞爺丸沈没、船客九百名の生死不明。
○岩内町大火、三千戸焼失。
○衆院農林委員、本道冷害・凶作状況視察のため来道。
○新憲法に基づく中華人民共和国初代主席に毛沢東氏を選出。

○米第一騎兵師団、本道より撤退開始。
○中共帰国船興安丸、舞鶴に入港。
○米大統領、台風十五号災害について天皇に弔慰電。
○西欧防衛九カ国会議開幕。

○洞爺丸事件、死亡・行方不明千四百四十名。(国鉄本庁発表)
○羊蹄山に初雪。
○衆院運輸委員会、洞爺丸事件について、国鉄の責任を追求する決議案を可決。

○台風十五号被害額三百二十五億。(二十九日正午現在)
○六市二十七町村に災害救助法発動。(第一次)
○英、ポンド為替相場改訂。(ポンド千八百)
○比レクト賠償特別委員長「日本が賠償額を引上げなければ外交関係を断つべきである」旨声明。
○洞爺丸事件見舞金一律に五十万円支給決定。
○日鋼争議、道地労委本格的あつせんに乗出す。

昭和二十九年十月二十日発行

北海道議会時報 (第六卷第十號)

編集 北海道議会議事務局調査課

発行 北海道議会議事務局

電話 ②六九一九番